

第四期帯広市地域福祉計画

(成年後見制度利用促進基本計画・再犯防止推進計画)

【案】

令和 7 年 月

帯 広 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題	4
1 帯広市の現状	5
(1) 市民の状況	5
(2) 地域活動・市民活動団体等の状況	8
(3) 各福祉制度等の状況	11
(4) 各種窓口相談等件数	14
2 市民アンケート調査の結果	17
3 第三期期帯広市地域福祉計画の取り組み状況と課題	22
4 今後に向けた総括的課題について	28
第3章 計画の理念・目標と体系	29
1 計画の基本理念	30
2 計画の基本目標	30
3 施策の体系	31
第4章 施策の展開	32
基本目標1 共に支え合う地域づくり	33
基本方向(1) 地域福祉活動を行いやすい環境づくり	34
主な施策① 地域活動団体への支援	34
主な施策② 既存施設等を活用した地域福祉活動の促進	34
基本方向(2) 地域福祉を担う人材の育成・確保	35
主な施策① 地域福祉に関する意識の醸成	35
主な施策② 地域の人材の育成・確保	35
基本方向(3) 地域福祉活動の促進	36
主な施策① 地域における支え合い機能の充実	36
主な施策② 主体的参加の促進	37

基本目標 2 安心して生活できる地域づくり	38
基本方向(1) 相談支援と福祉サービスの適切な利用促進	39
主な施策① 地域における相談体制の充実	39
主な施策② 総合的な相談体制の確保	39
主な施策③ 福祉サービスの提供体制の充実	39
基本方向(2) 包括的な支援体制の確立	40
主な施策① 包括的な支援体制づくりと 切れ目のない包括的な支援の提供	40
主な施策② 生活困窮者の自立に向けた支援	41
主な施策③ 再犯防止に向けた取り組みの推進	41
基本方向(3) 権利擁護の推進	42
主な施策① 成年後見制度の利用促進	42
主な施策② 身寄りのない方への対応	42
主な施策③ 虐待等防止に向けた対応	42
基本目標 3 生き活きと健康で暮らせる地域づくり	43
基本方向(1) 誰もが支え合う地域環境の整備	44
主な施策① 多様性理解と誰もが暮らしやすい環境づくりの促進	44
主な施策② 地域の防災・防犯活動の促進	44
基本方向(2) 健康づくりや介護予防の推進	45
主な施策① 地域における健康づくりの支援	45
主な施策② 介護予防の推進	45
主な施策③ 介護と医療の連携促進	45
主な施策④ 生きるを支える取り組みの推進	45
第5章 計画の推進	46
1 計画の推進体制	47
2 計画の進捗管理	47
(1) 点検・評価及び附属機関への報告	47
(2) 計画の周知	47
3 指標の設定	47

第6章 成年後見制度の利用促進・・・・・・・・・・ 49 (成年後見制度利用促進基本計画)

- 1 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・ 50
 - (1) 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・ 50
 - (2) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・ 50
 - (3) 計画の期間・・・・・・・・・・ 50
- 2 帯広市の現状と課題・・・・・・・・・・ 51
 - (1) 高齢者・障害者の状況・・・・・・・・・・ 51
 - (2) 権利擁護支援の状況・・・・・・・・・・ 52
 - (3) 成年後見制度等の認知度・・・・・・・・・・ 53
 - (4) 権利擁護支援の担い手・・・・・・・・・・ 53
- 3 基本方向と施策の展開・・・・・・・・・・ 54
 - (1) 基本方向・・・・・・・・・・ 54
 - (2) 施策の体系・・・・・・・・・・ 54
 - (3) 施策の展開・・・・・・・・・・ 55
- 4 計画の推進・・・・・・・・・・ 56

第7章 再犯防止に向けた取り組みの推進・・・・・・・・ 57 (再犯防止推進計画)

- 1 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・ 58
 - (1) 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・ 58
 - (2) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・ 58
 - (3) 計画の期間・・・・・・・・・・ 58
- 2 帯広市の現状と課題・・・・・・・・・・ 59
 - (1) 刑法犯検挙者数と再犯率の推移（少年除く）・・・・・・・・・・ 59
- 3 基本方向と施策の展開・・・・・・・・・・ 60
 - (1) 基本方向・・・・・・・・・・ 60
 - (2) 施策の体系・・・・・・・・・・ 60
 - (3) 施策の展開・・・・・・・・・・ 61
- 4 計画の推進・・・・・・・・・・ 62

資料編・・・・・・・・・・ 63

- 1 住民意見の聴取・・・・・・・・・・ 64
- 2 帯広市健康生活支援審議会委員名簿・・・・・・・・・・ 69
- 3 帯広市地域福祉計画庁内策定委員会名簿・・・・・・・・・・ 70
- 4 第四期帯広市地域福祉計画策定経過・・・・・・・・・・ 71
- 5 用語集・・・・・・・・・・ 73

計画の策定に
あたって

第1章

1 計画策定の背景・趣旨

本市ではこれまで、第一期帯広市地域福祉計画の策定以来、地域福祉に対する意識啓発を進めるとともに、地域活動への支援や総合的なサービスを提供できる体制の整備など、互いに支え合いながら安心して暮らすことができる地域社会づくりを目指し、取り組みを進めてきました。

近年、生活課題が複雑化・複合化し、単一分野の制度や支援のみでは解決が困難な事例が増加する一方、人口減少やライフスタイル・価値観の変化などに伴い、様々な分野での担い手不足や地域における支え合い機能の低下などが生じてきています。

こうした社会環境の変化などを踏まえつつ、多様な主体がそれぞれの役割を認識しながら参画し、様々な地域福祉の課題に対応していくことで、人と人が、世代や分野を超えてつながり、支え合う「地域共生社会」の実現を図るため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画です。

国では、市町村が定める地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障害のある人の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を盛り込むこととしております。本市では、地域福祉に関する第七期帯広市総合計画の分野計画として策定するとともに、「帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「帯広市障害者共生まちづくりプラン」、「けんこう帯広21」、「帯広市生きるを支える推進計画」、「おびひろこども未来プラン」の各計画の上位計画として、分野間の調和を図り、連携しながら施策を横断的に展開することで「地域共生社会」の実現を目指すものです。

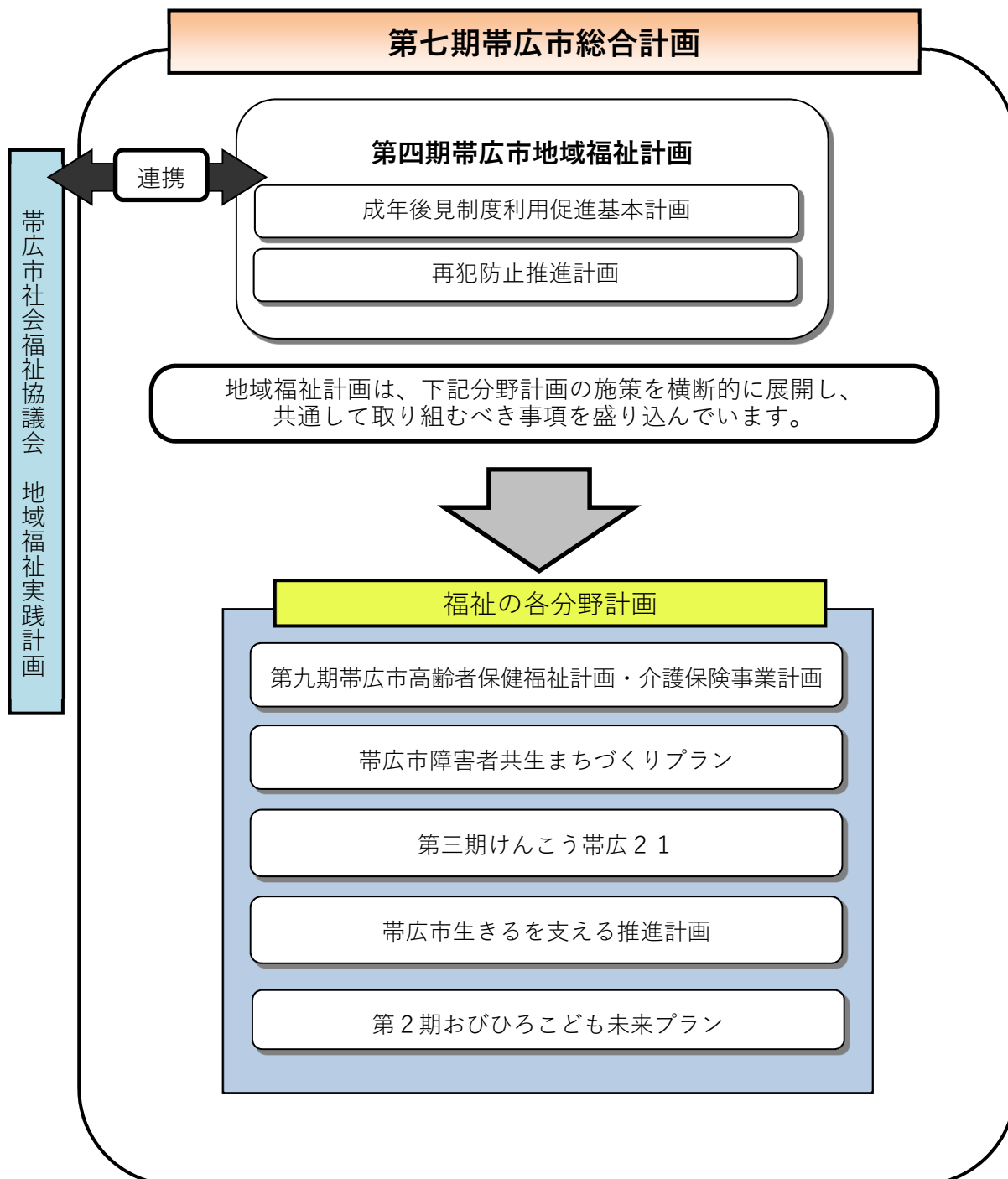
また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき市町村が定める基本的な計画、及び「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき市町村が定める「地方再犯防止推進計画」を本計画に包含し、一体的に策定します。

なお、本計画は社会福祉法人帯広市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」とも連携を図りながら取り組みを進めます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とし、国や北海道の動向、社会情勢、福祉関連の制度改正や市民ニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討することとします。

【地域福祉計画の位置付け及び関係図】



**帯広市の地域福祉の
現状と課題**

第2章

1 帯広市の現状

各種統計資料に基づく、本市における地域福祉を取り巻く状況は次のとおりです。

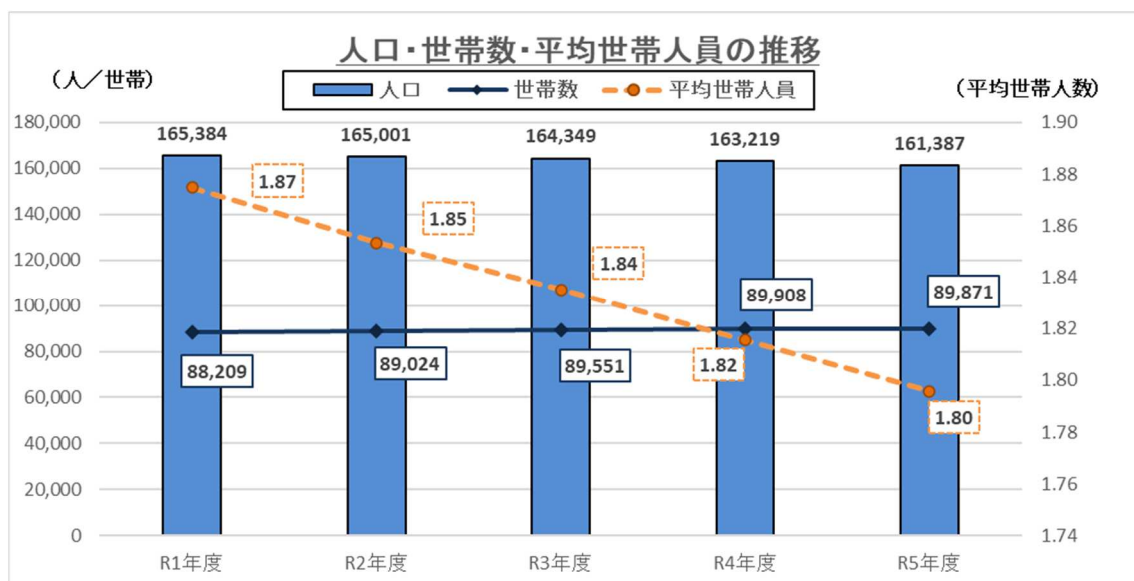
(1) 市民の状況

本市の総人口は、令和5年度時点で161,387人となっており、人口、平均世帯人員は、過去5年間を通し減少傾向が続いていますが、世帯数は、ゆるやかな増加傾向にあります。

年齢別では、65歳以上人口の割合が増加している反面、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合は、減少傾向にあります。

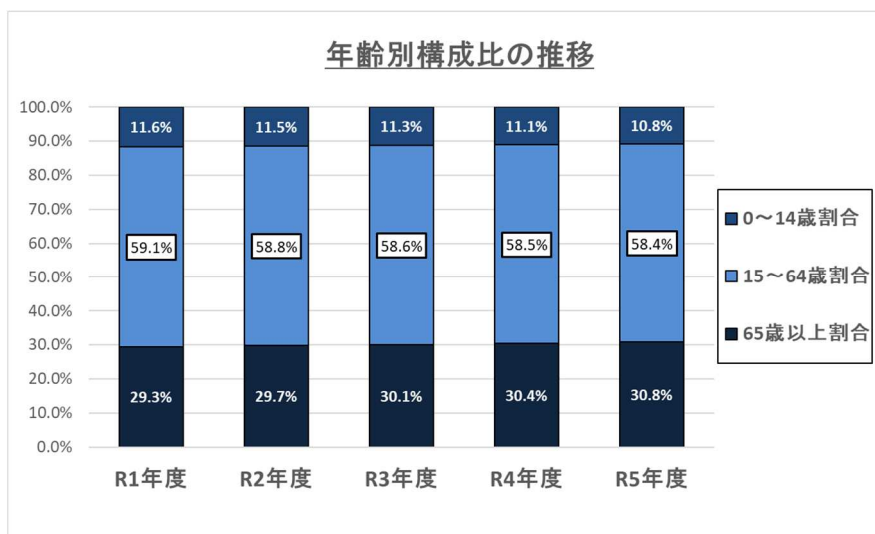
出生数は、令和4年には初めて1,000人を下回るなど、減少傾向にあります。前期高齢者数は令和2年度をピークに減少に転じた一方、後期高齢者数は増加を続けており、結果として高齢者数及び高齢化率ともに増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。

また、高齢者単身世帯数及び知的・精神障害者数は、いずれも増加傾向にあります。

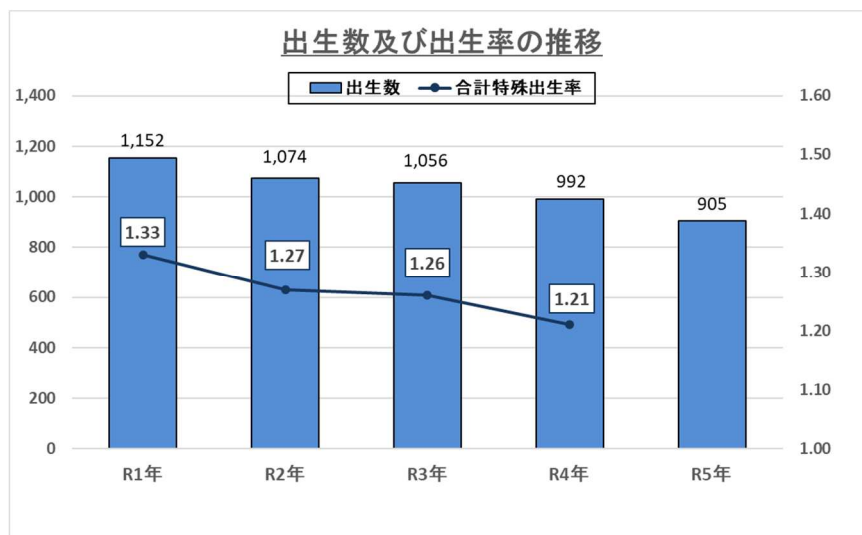


(住民基本台帳 各年度3月31日現在)

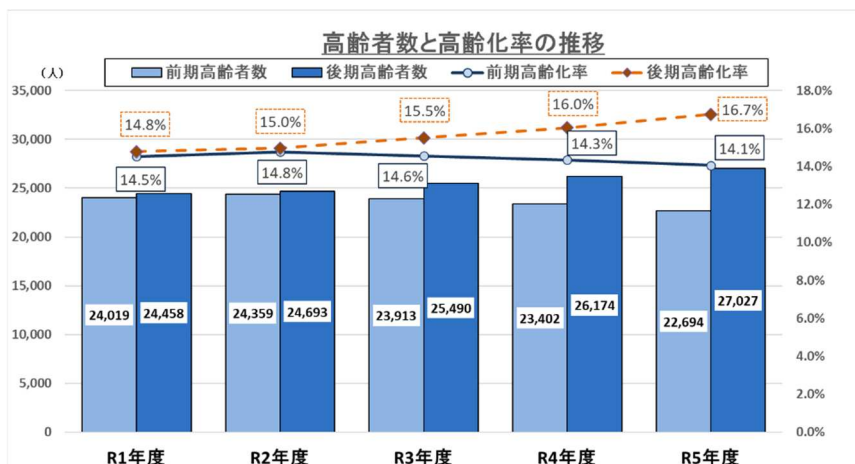
第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題



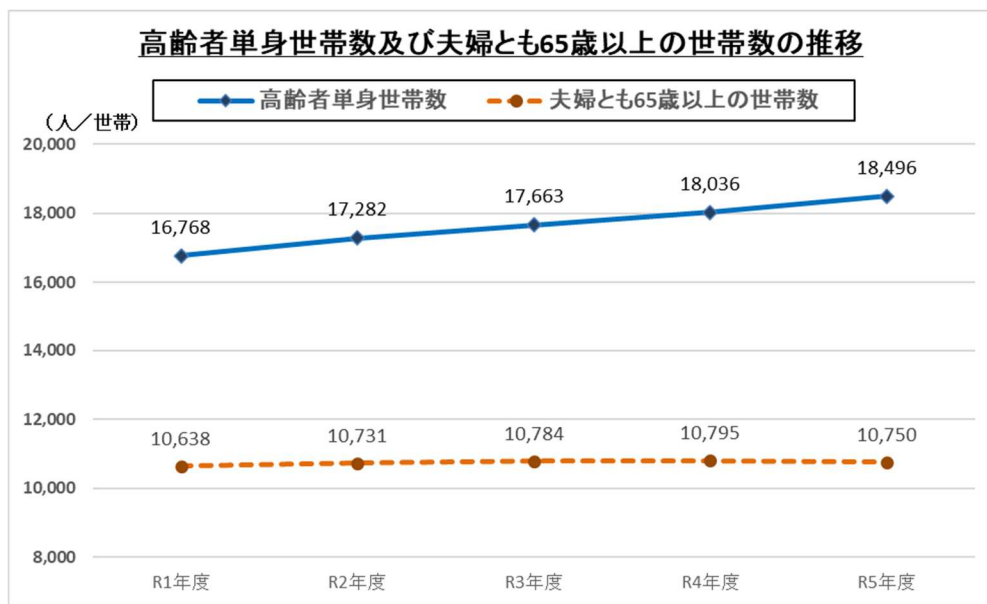
(住民基本台帳 各年度3月31日現在)



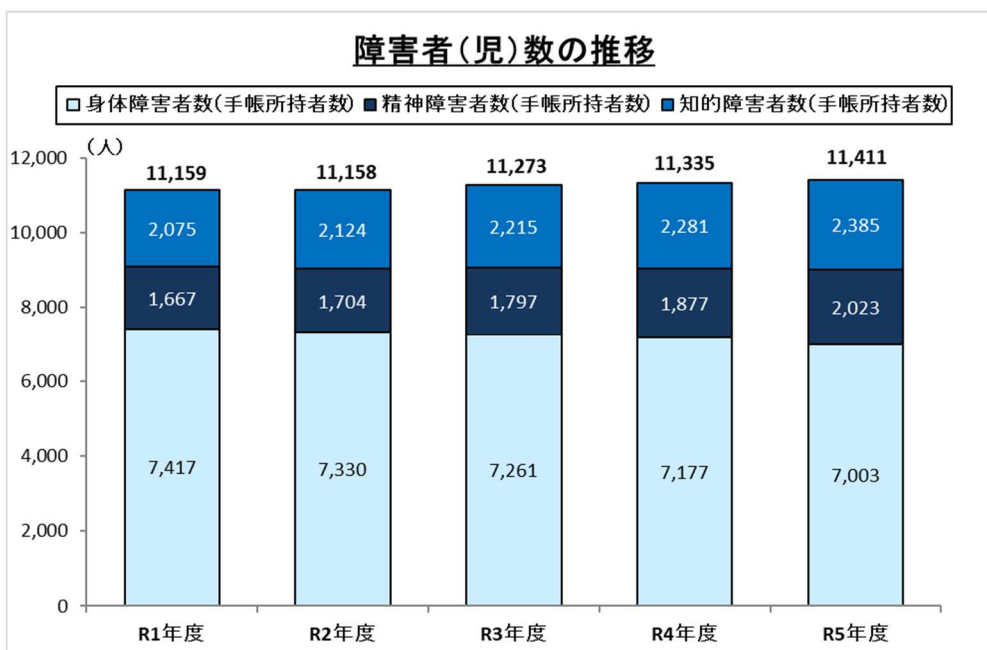
(住民基本台帳 各年12月31日現在)



(住民基本台帳 各年度3月31日現在)



(帯広市介護高齢福祉課調べ 各年度3月31日現在)



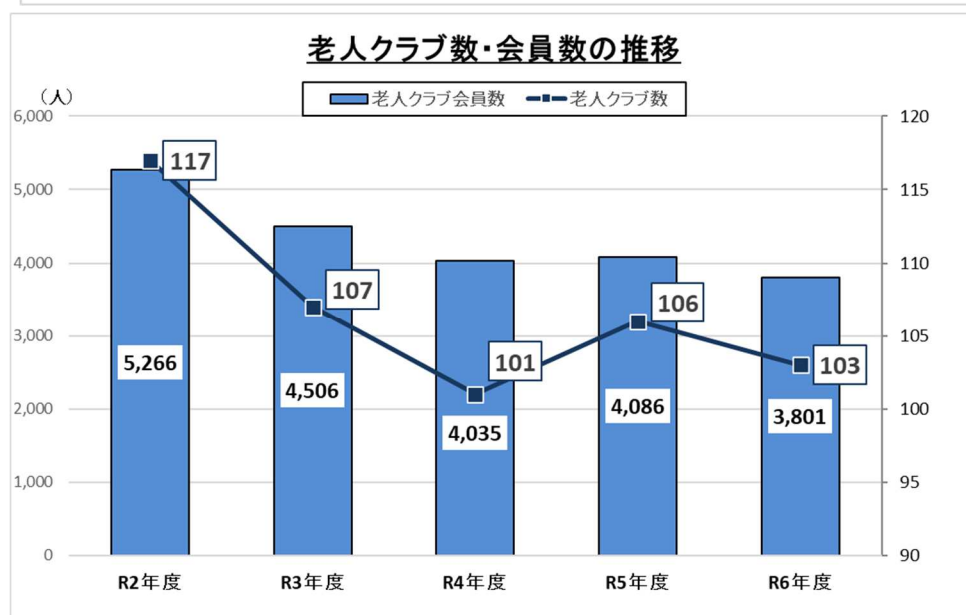
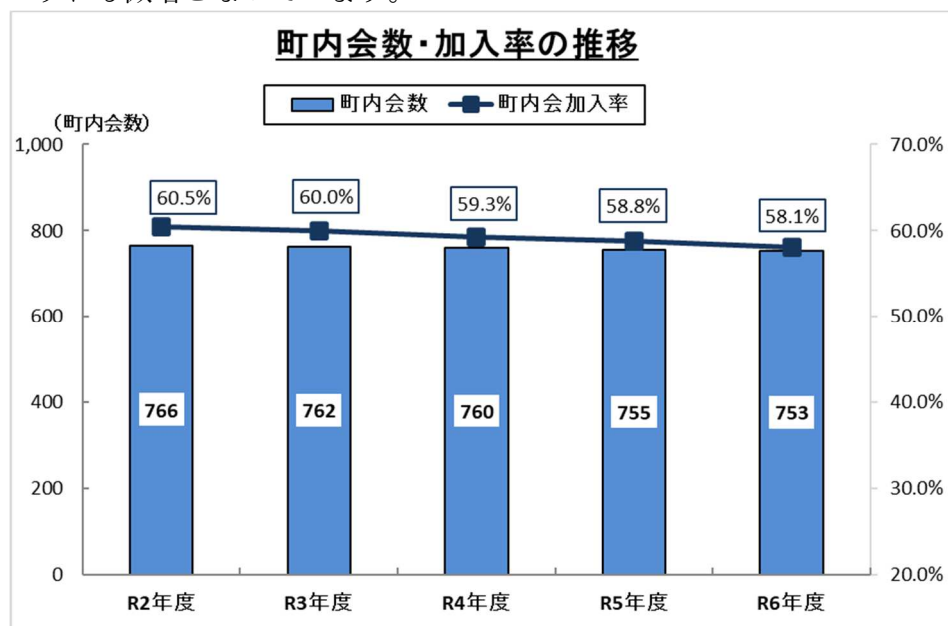
(帯広市障害福祉課調べ 各年度3月31日現在)

(2) 地域活動・市民活動団体等の状況

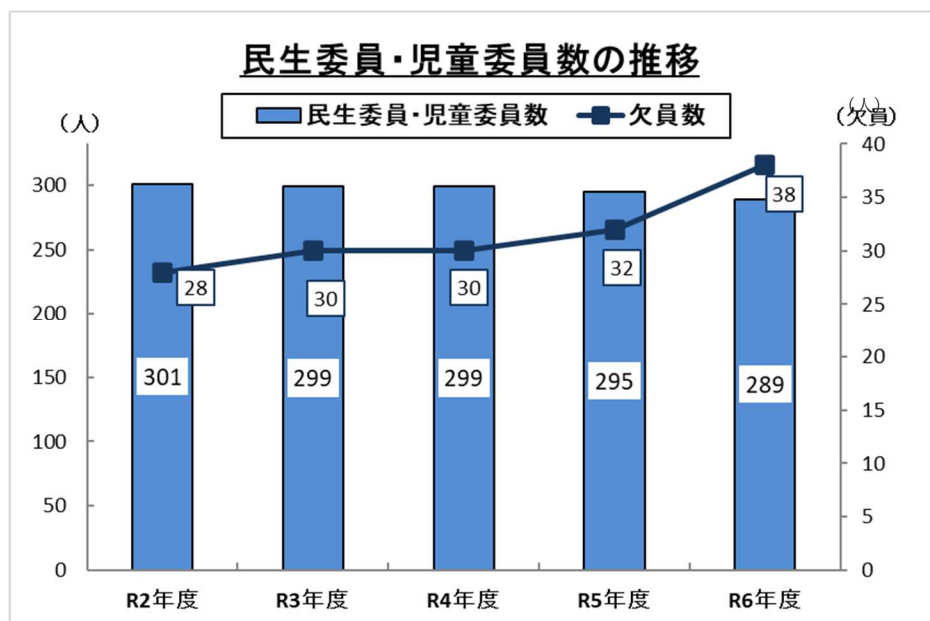
町内会数・加入率、老人クラブ数・会員数及び民生委員・児童委員数は、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、いずれも減少傾向にあります。ボランティア登録者数については、新型コロナウイルス感染症の流行などの影響もあり一時減少しましたが、近年は増加傾向にあります。

災害時要援護者の個別計画作成数は、新規の作成があるものの、施設入所などによる除外件数が多く、減少しています。

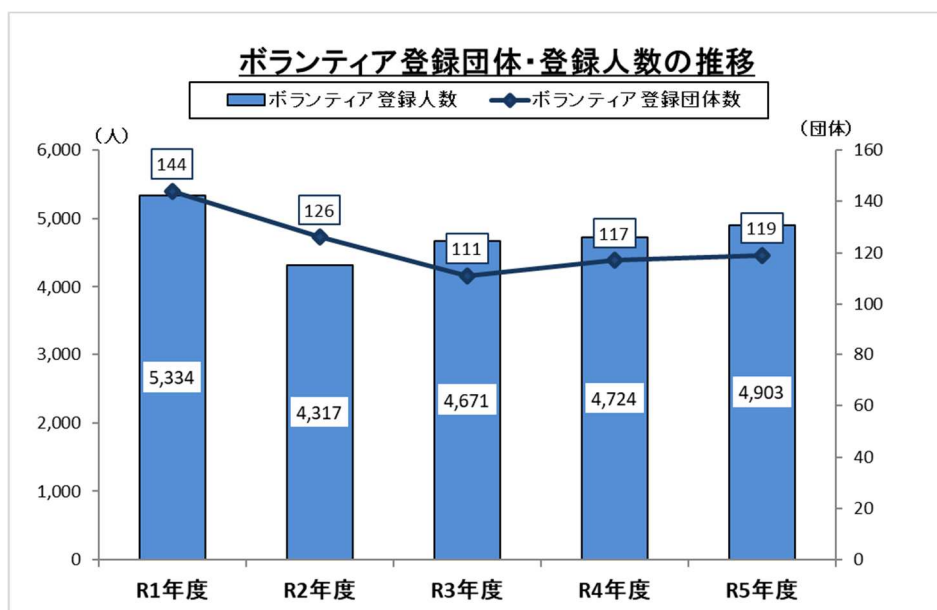
また、帯広市に主たる事務所を置いているNPO法人認証団体数は、全体、福祉分野いずれも微増となっています。



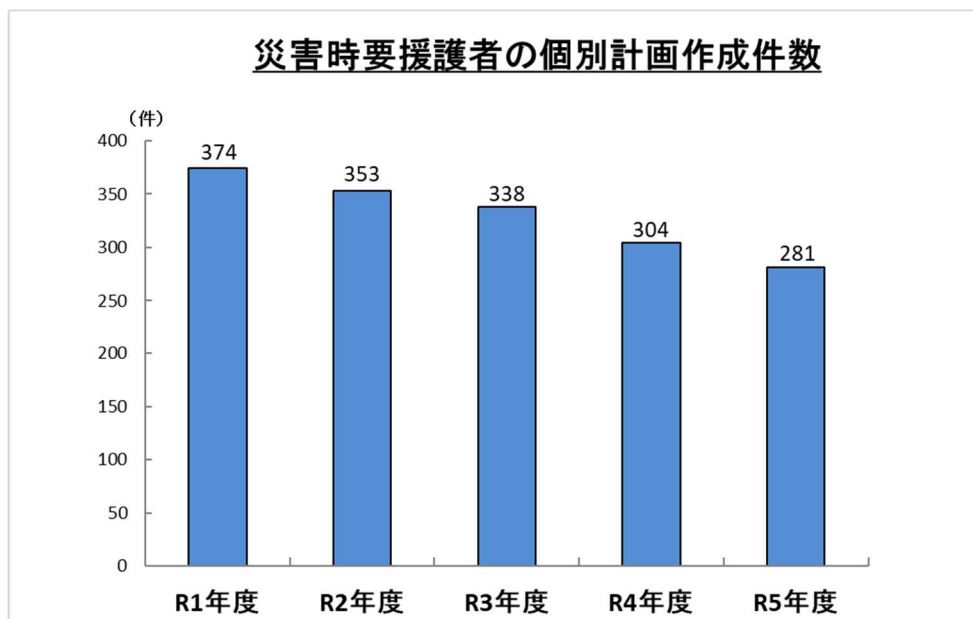
(帯広市市民活動課調べ 各年度4月1日現在)



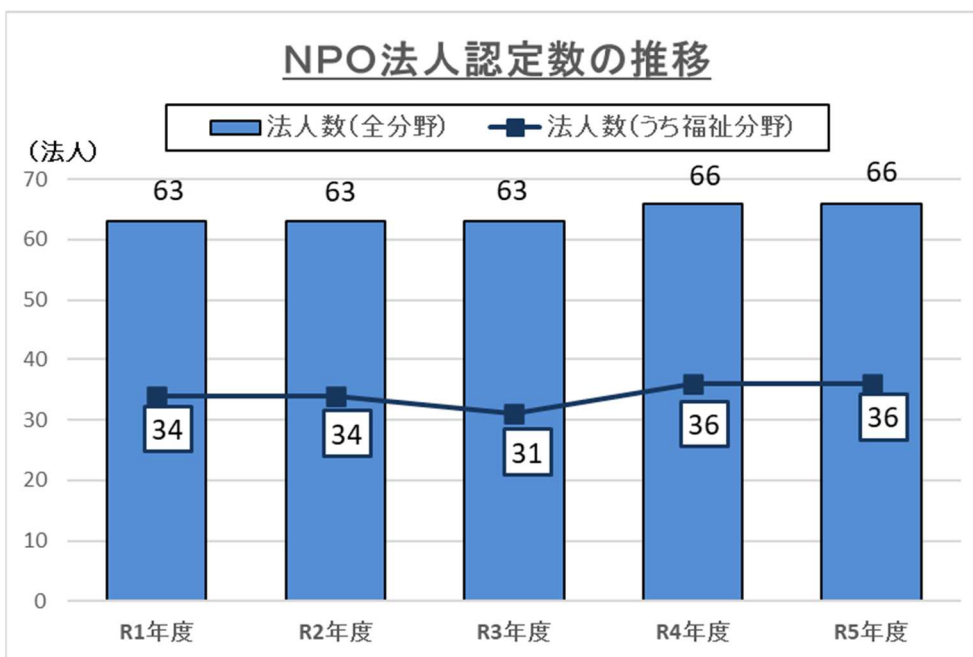
(帯広市地域福祉課調べ 各年度4月1日現在)



(帯広市社会福祉協議会調べ 各年度3月31日現在)



(帯広市危機対策課調べ 各年度3月31日現在)



(北海道道民生活課調べ 各年度3月31日現在)

(3) 各福祉制度等の状況

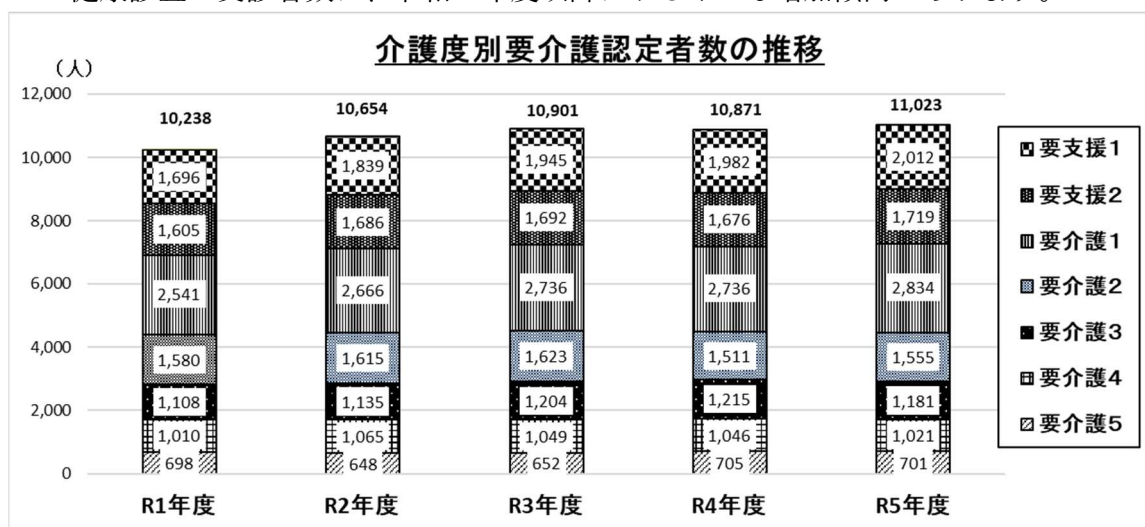
本市の要介護認定者数は、令和4年度は減少したものの増加傾向にあり、直近5年間で約8%増加しています。

帯広市成年後見支援センター みまもーるへの相談件数は、5年間で2倍以上に増加しています。市民後見人の養成研修受講者数は、令和3年度までは減少していましたが、その後は増加しており、令和5年度は令和元年度と同人数となっています。

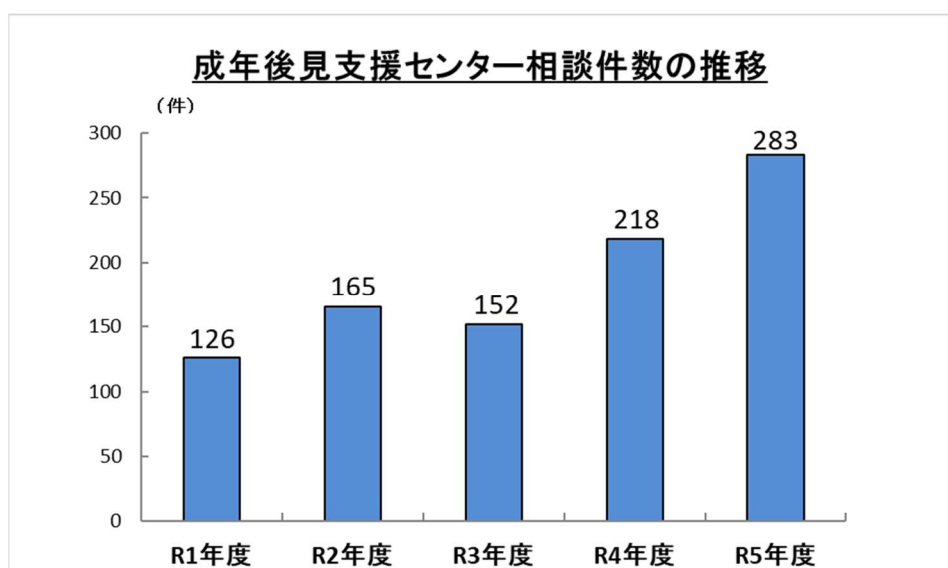
被保護世帯数は概ね横ばいで推移していましたが、令和5年度には減少しています。被保護人員は減少しており、直近5年間で約5%減少しています。

自殺者数は、女性については年度でばらつきがある一方、男性は概ね横ばいで推移しています。

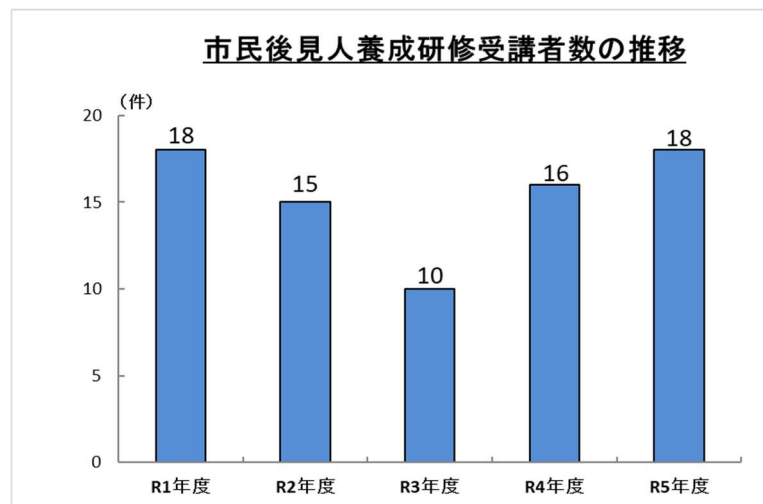
健康診査の受診者数は、令和3年度以降はゆるやかな増加傾向にあります。



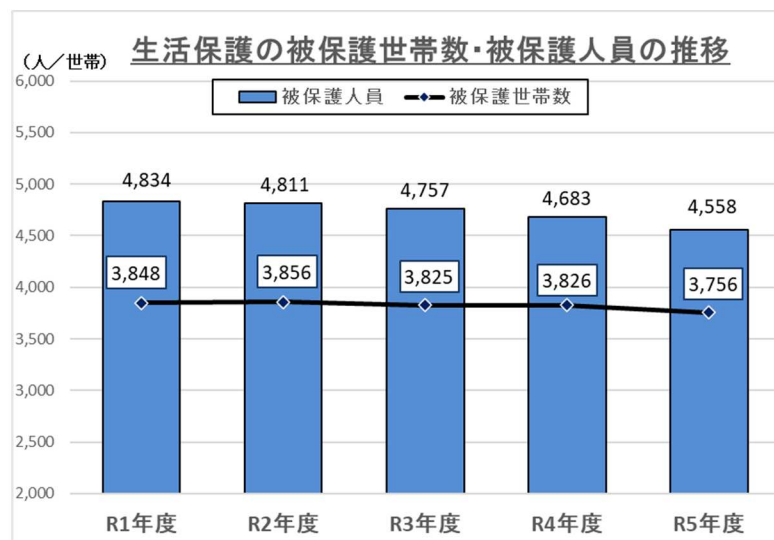
(帯広市介護高齢福祉課調べ 各年度3月31日現在)



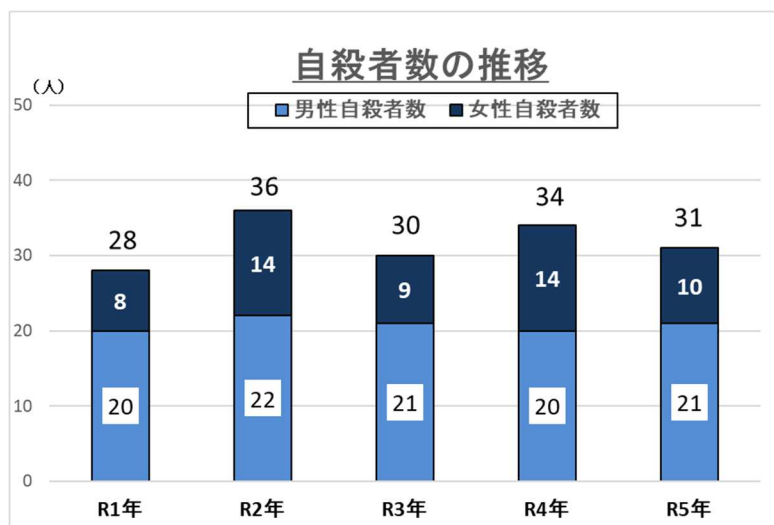
(帯広市地域福祉課調べ 各年度3月31日現在)



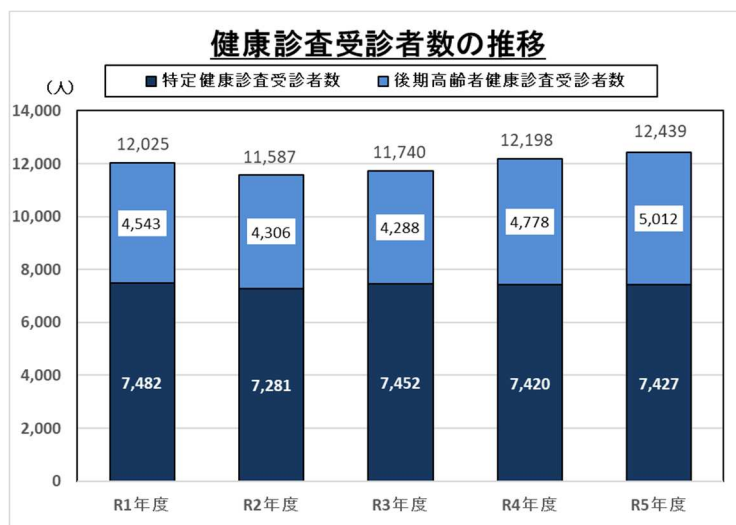
(帯広市地域福祉課調べ 各年度3月31日現在)



(帯広市生活支援課調べ 各年度3月31日現在)



(帯広市健康推進課調べ 各年12月31日現在)



(帯広市国保課調べ 各年度3月31日現在)

(4) 各種窓口相談等件数

地域包括支援センターへの相談件数は、年度による増減はあるものの、減少傾向にあり、直近の5年間で2割程度減少しています。

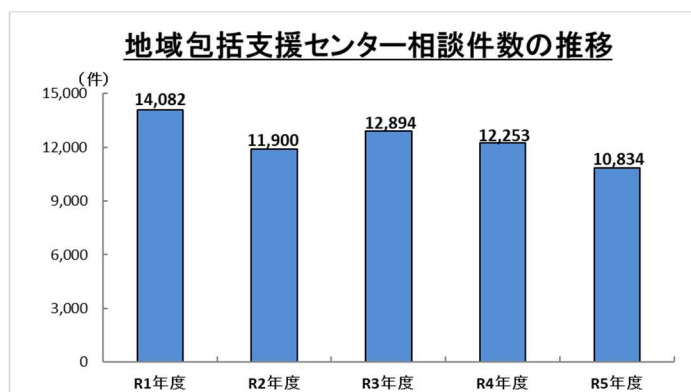
障害のある人の相談件数（申請等を含む）は、新型コロナウイルスの影響により令和2年度と令和4年度は減少しましたが、その他の年度は概ね横ばいで推移しています。

子育て世代包括支援センターへの相談件数は、子どもの発達に関する相談の増加などにより、増加傾向にあります。

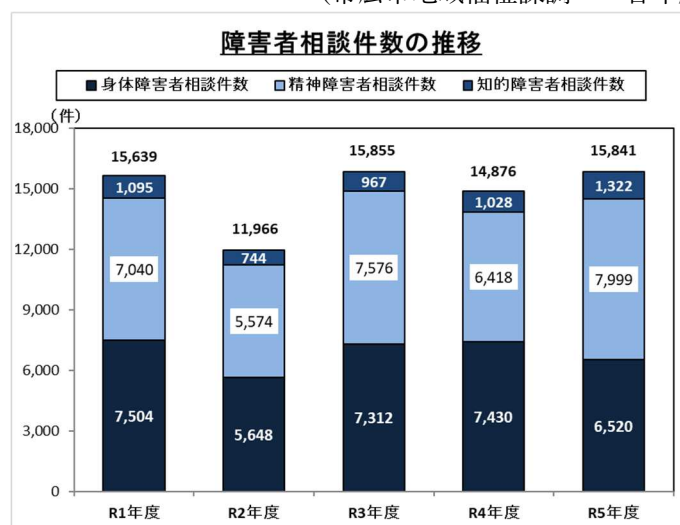
帯広市生活支援課への相談件数は、物価高騰の影響などもあり、近年増加傾向にあります。帯広市自立相談支援センター ふらっとへの相談件数は、コロナ禍の影響で令和2年度と令和3年度に大きく増加しましたが、令和4年度以降は概ね横ばいで推移しています。

民生委員・児童委員の相談支援件数は、令和4年度までは概ね横ばいで推移していましたが、欠員の増加などもあり、令和5年度は大きく減少しました。

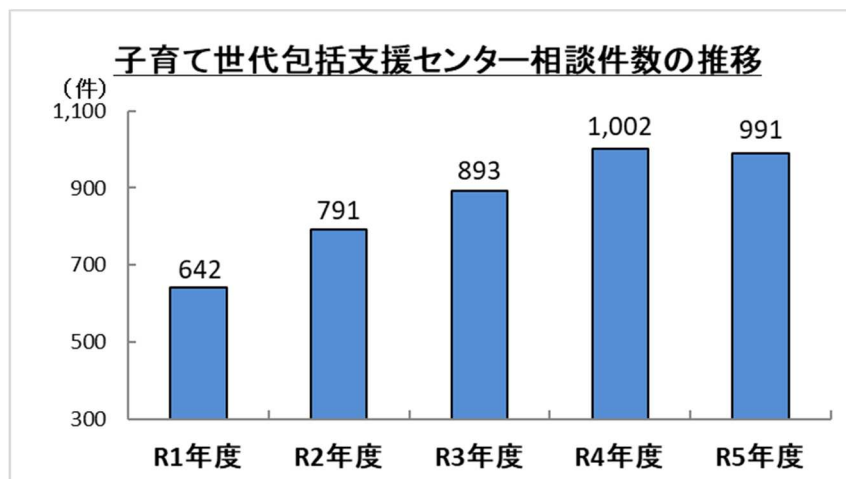
地域ケア会議の開催回数は、概ね横ばいで、安定して開催できています。



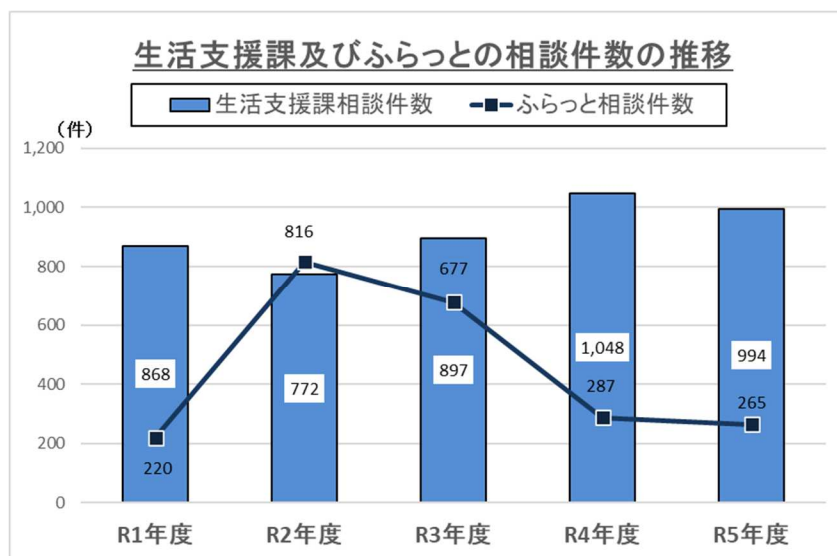
(帯広市地域福祉課調べ 各年度3月31日現在)



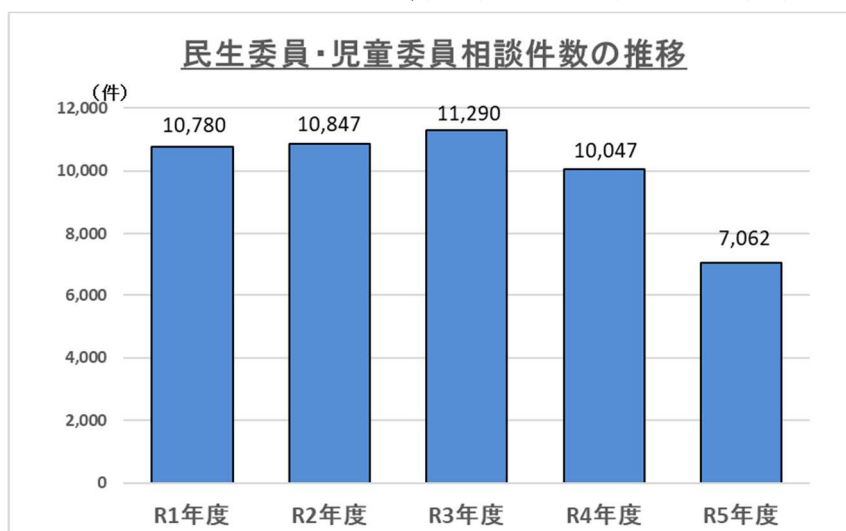
(帯広市障害福祉課調べ 各年度3月31日現在)



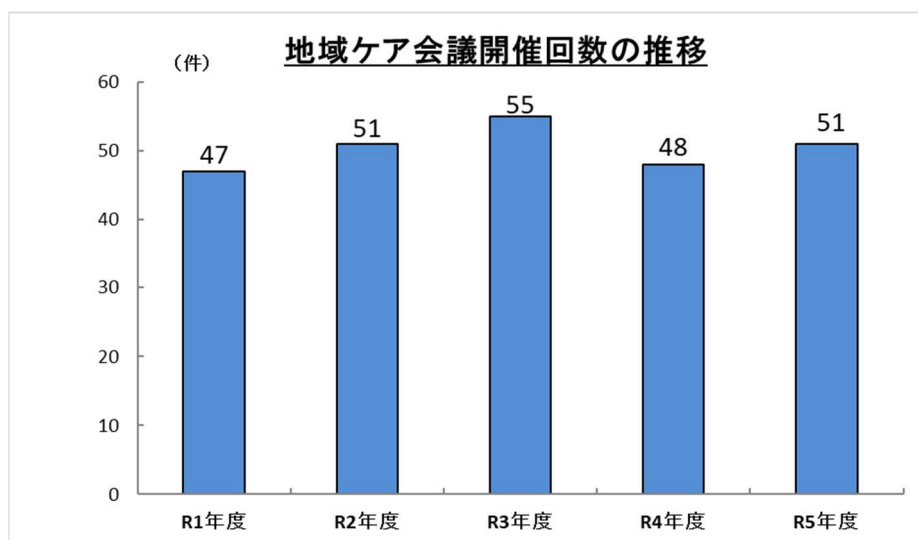
(帯広市子育て支援課調べ 各年度3月31日現在)



(帯広市生活支援課調べ 各年度3月31日現在)



(帯広市地域福祉課調べ 各年度3月31日現在)



(帯広市地域福祉課調べ 各年度3月31日現在)

2 市民アンケート調査の結果

市民の地域福祉に関する意識や実態を把握しながら、課題や問題点を整理し、第四期帯広市地域福祉計画に反映させることを目的として実施しました。

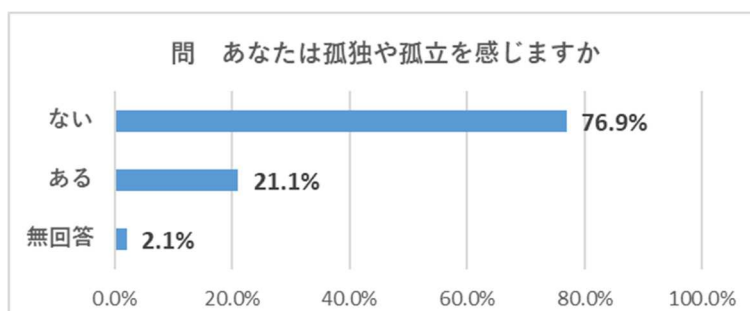
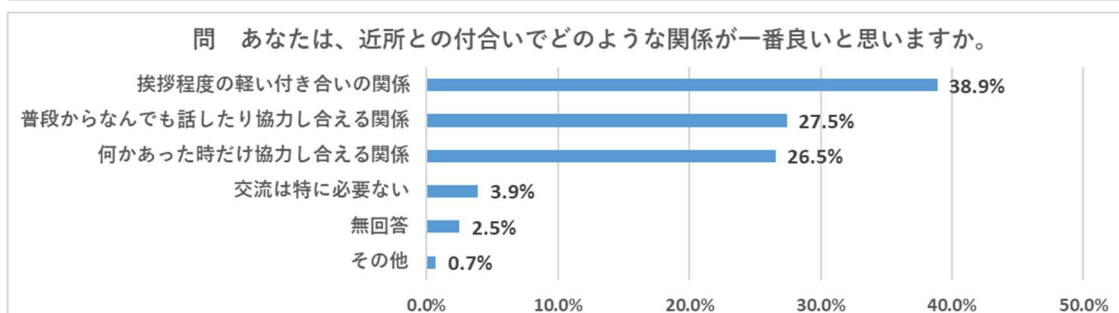
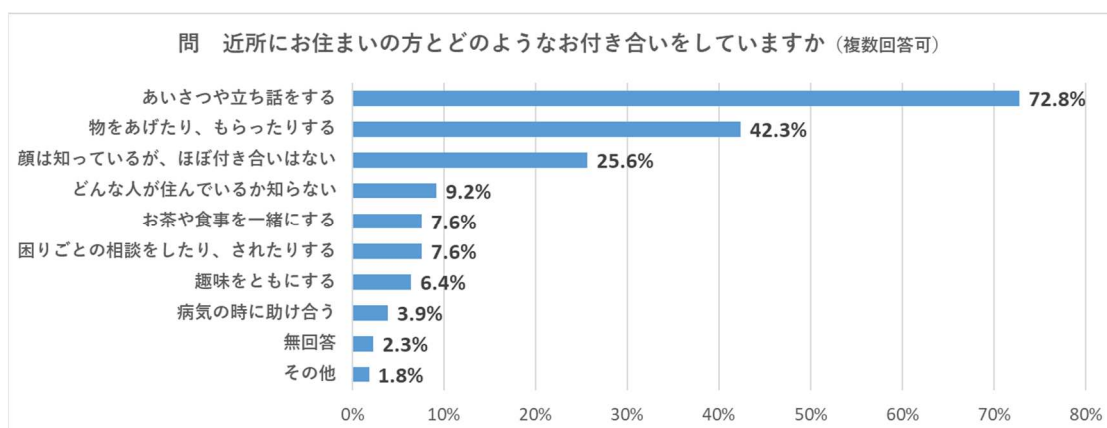
帯広市に住所を有する20歳以上の男女1,000人を対象に実施し、地域福祉に対する意見について、437人の方から次のような回答が得られました。

(結果については一部抜粋)

【近所との付き合いについて】

傾向は5年前とほぼ同様で、あいさつや立ち話は7割の人がするものの、近所の方とほとんど関わりない人も一定数いることが伺えました。近所との付き合いでは、協力し合える関係が必要と考える人も一定数いることが伺えるものとなりました。

また、孤独や孤立を感じるものが「ある」人は約2割おり、80歳台や50歳台で多い結果となっています。

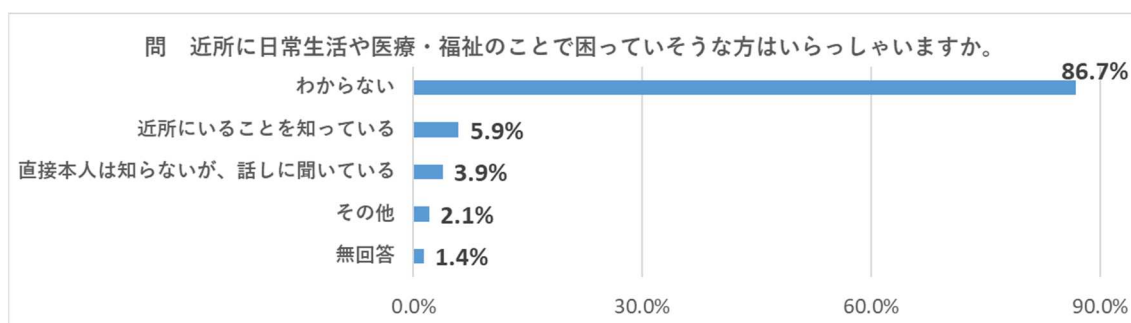
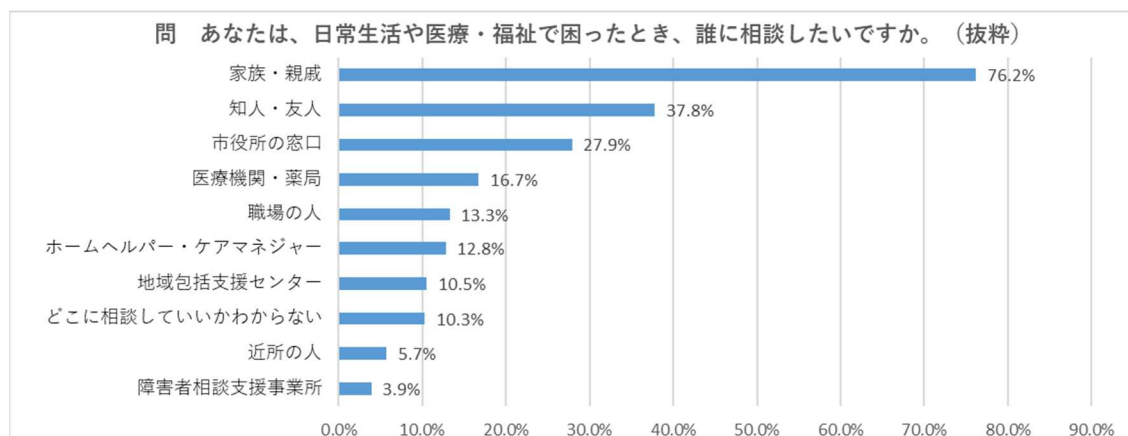
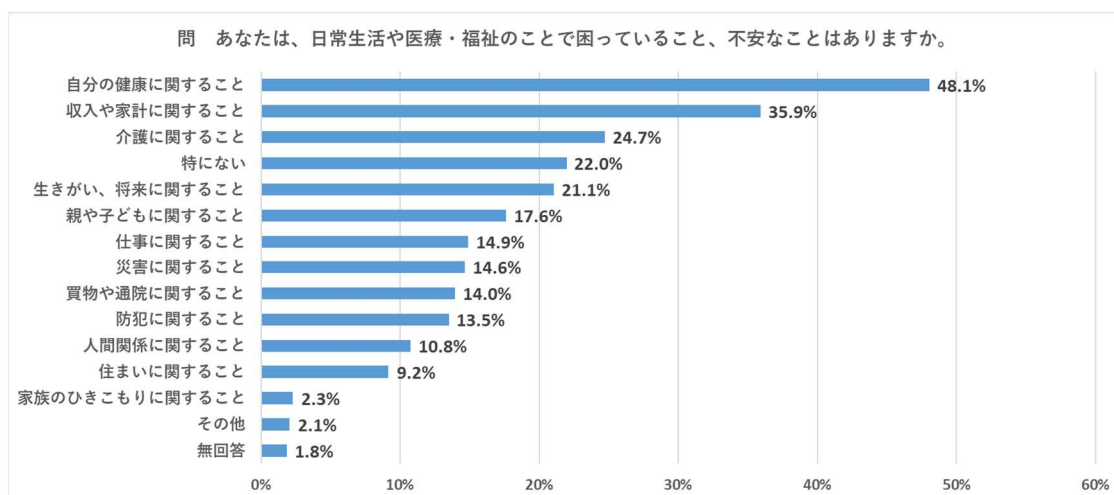


【日常の困りごとについて】

困りごとや不安としては、「自分の健康に関すること」が最も多く、次いで「収入や家計に関すること」となっており、この結果は5年前と同様ですが、割合は5年前と比較して増加しています。

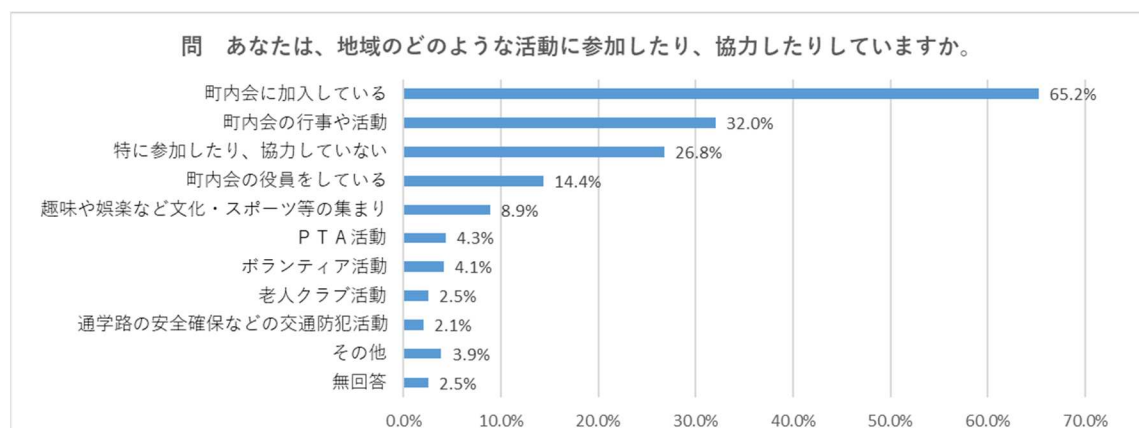
相談先としては、大半の人が「家族・親戚」、次いで「知人・友人」、「市役所の窓口」などを頼りにしており、5年前とほぼ同様の結果となっています。

また、近所で困っている人がいるかどうかについては、5年前と同様、「わからない」という人が大半となりました。



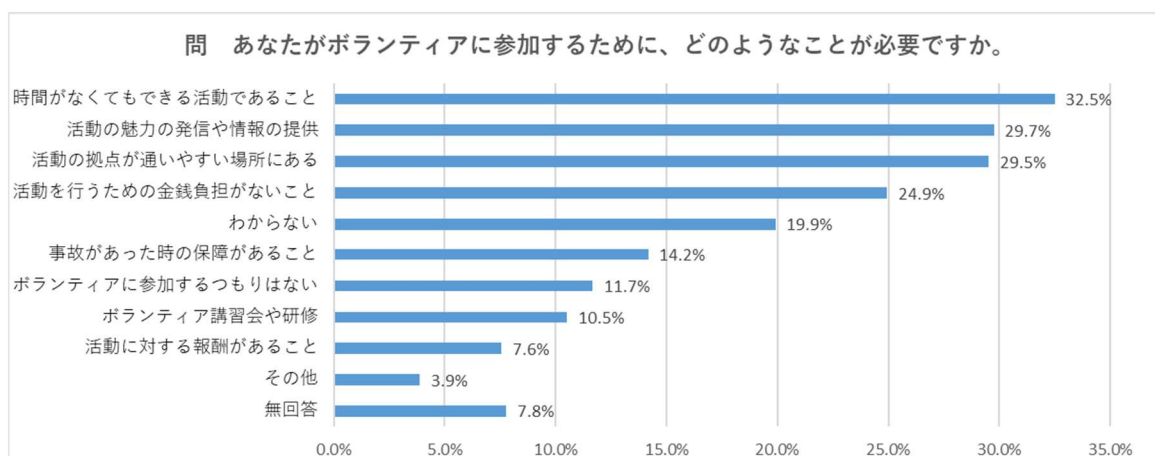
【地域活動について】

5年前よりも若干減少したものの6割以上の人が町内会に加入していますが、行事や活動に参加している人は3割程度にとどまり、参加したり、協力していない人も3割近くいる結果となりました。



【ボランティアに必要なことについて】

5年前と比較し「時間がなくてもできる活動であること」が増加し、最も多くなっており、次いで、情報の提供や活動の拠点などの回答が多い結果となりました。

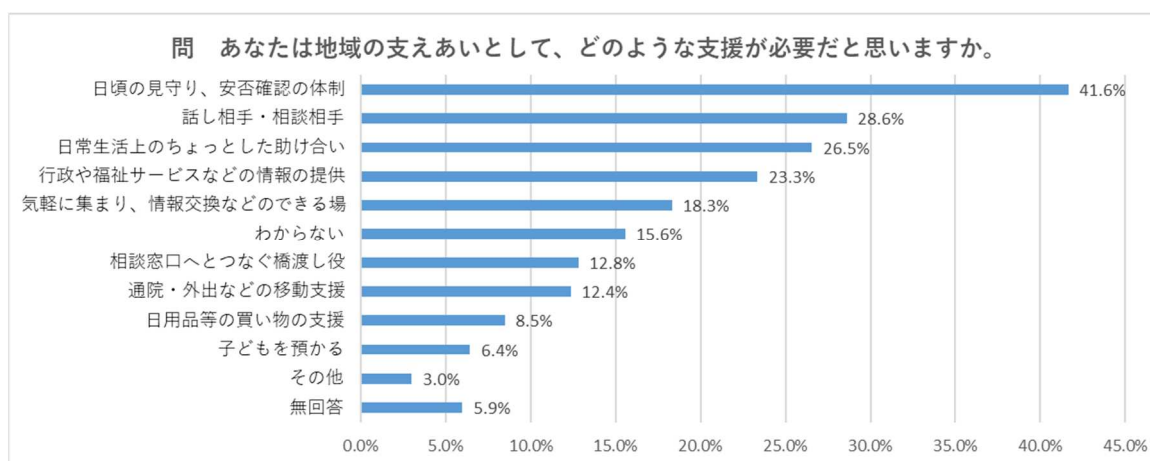
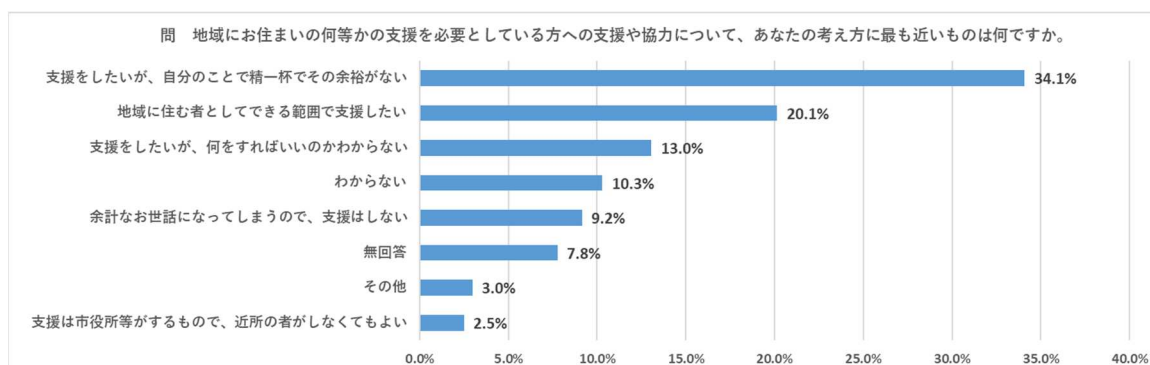


【近所の要支援者に対する支援や協力について】

5年前同様、「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」、「余計なお世話になってしまうので、支援はしない」と回答した人は合わせて4割以上になった一方で、「地域に住むものとしてできる範囲で支援したい」、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」という回答も約3割ありました。

地域の支え合いで必要な支援としては、「見守りや安否確認」が約4割で最も多く、次いで「相談相手」や「日常のちょっとした支え合い」が上位となりました。

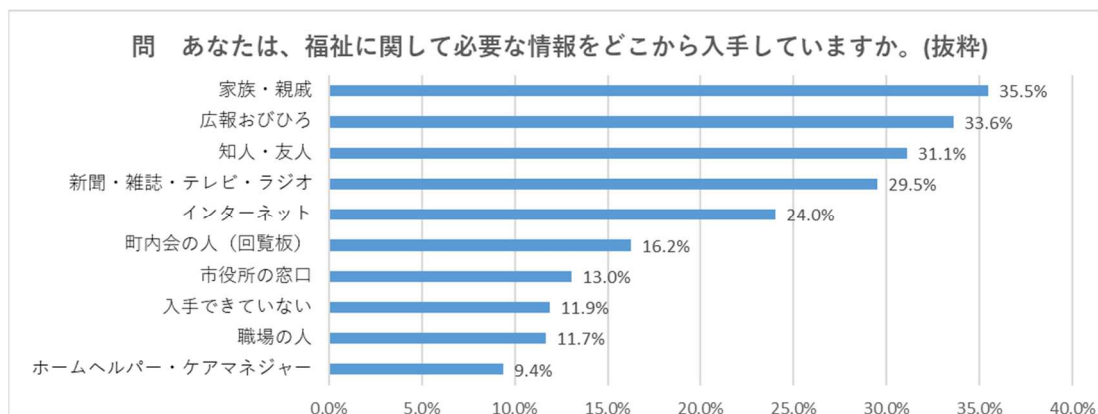
第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題



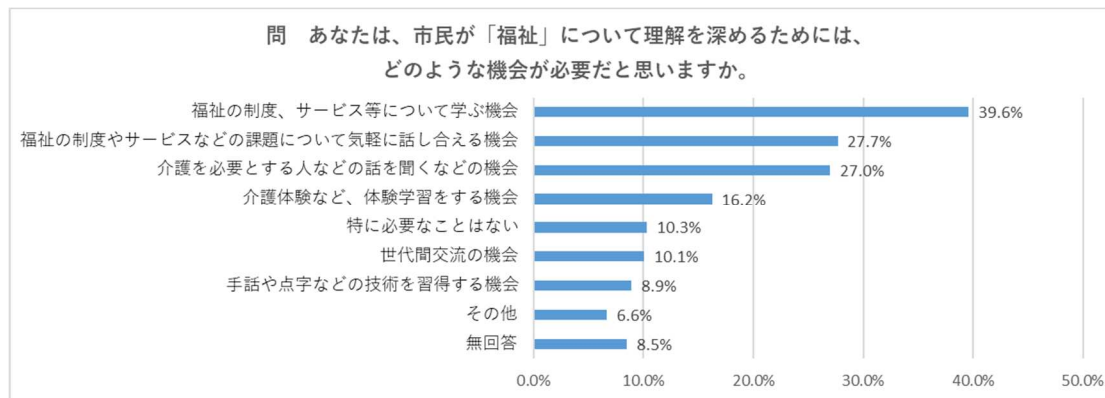
【福祉に関する情報について】

情報の入手方法としては、5年前に最も多かった「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」の割合が大きく低下した一方、「家族・親戚」や「知人・友人」の割合が大きく増加しています。

福祉についての理解を深めるために必要なことは、5年前より割合は低下したものの、「福祉の制度、サービス等について学ぶ機会」や「福祉の制度やサービスなどの課題について気軽に話し合える機会」が多い結果となりました。

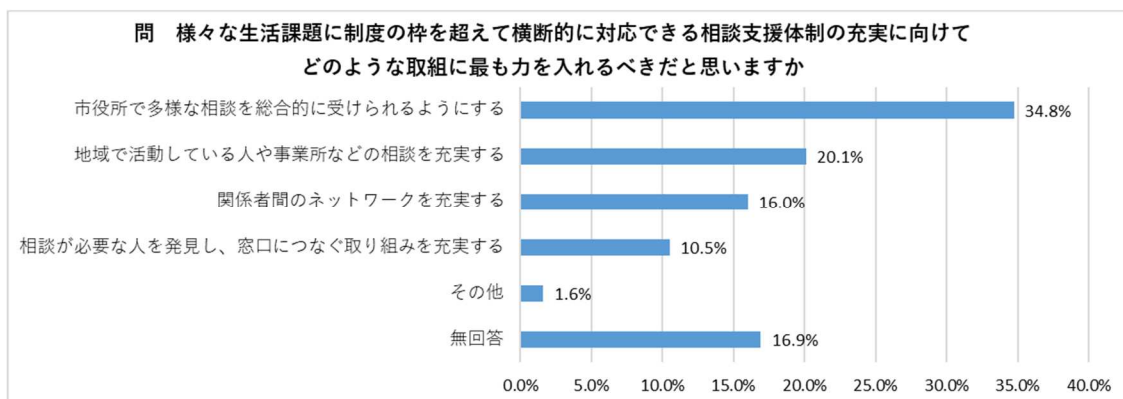


第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題



【相談支援体制の充実について】

様々な生活課題に制度の枠を超えて横断的に対応できる相談支援体制の充実に向けては、「市役所で多様な相談を総合的に受けられるようにする」が最も多く、次いで「地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」が多い結果となりました。



3 第三期帯広市地域福祉計画の取り組み状況と課題

第三期帯広市地域福祉計画（令和2年度～令和6年度）においては「すべての市民が共に支え合い、安心して、生き生きと暮らせるまち おびひろ」を基本理念に、「1. 共に支え合う地域づくり」、「2. 安心して生活できる地域づくり」、「3. 生き生きと健康で暮らせる地域づくり」の3つの基本目標のもと、「地域活動を支える拠点づくり」など8つの基本方向、23の主な施策に基づき各種取り組みを展開してきました。

進捗状況については、主な施策ごとに、毎年度3段階で評価しています。

令和2年度から令和5年度までの評価結果及び基本方向ごとの取り組み状況と課題については、次のとおりです。

【令和2年度から令和5年度までの評価結果】

評価対象						
基本目標	基本方向	主な施策	R2 評価	R3 評価	R4 評価	R5 評価
1 共に支え合う地域づくり	(1) 地域活動を支える拠点づくり	①既存施設等を活用した拠点づくりの促進	B	B	B	B
		②地域活動団体への支援	B	B	B	B
	(2) 地域福祉を担う人材の育成・確保	①地域福祉に関する意識の醸成	B	B	B	B
		②地域の人材の育成・確保	B	B	B	B
	(3) 地域福祉活動の推進	①地域における支え合い機能の充実	B	B	B	B
		②主体的参加の推進	B	B	B	B
		③関係団体との連携促進	B	B	B	B
		④地域の防災活動の推進	B	A	A	A
2 安心して生活できる地域づくり	(1) 相談支援と福祉サービスの適切な利用促進	①地域における相談体制の充実	A	A	A	A
		②総合的な相談体制の確保	A	A	A	A
		③福祉サービスの提供体制の充実	A	A	A	A
		④再犯防止に向けた取り組みの推進	B	B	B	B
	(2) 包括的な連携体制の確立	①包括的な支援を行う体制づくり	A	A	A	A
		②切れ目のない包括的な支援	A	A	A	A
		③生活困窮者自立に向けた支援	A	A	A	A
	(3) 権利擁護の推進	①成年後見制度の利用促進	C	B	B	B
②虐待等防止に向けた対応		A	A	A	A	
3 生き生きと健康で暮らせる地域づくり	(1) 誰もが支え合う地域環境の整備	①ノーマライゼーション理念の定着	A	A	A	A
		②ユニバーサルデザインの地域づくり	C	C	C	C
	(2) 健康づくりや介護予防の推進	①地域における健康づくりの支援	A	A	A	A
		②介護予防の推進	A	A	A	A
		③介護と医療との連携	A	A	A	A
		④自殺防止に向けた取り組み	A	A	A	A

評価	R2	R3	R4	R5	R5 割合
A 順調に進んでいる	12	13	13	13	56.5%
B 概ね順調に進んでいる	9	9	9	9	39.1%
C さらなる進捗が必要	2	1	1	1	4.3%

【基本方向ごとの取り組み状況と課題】

基本目標1. 共に支え合う地域づくり

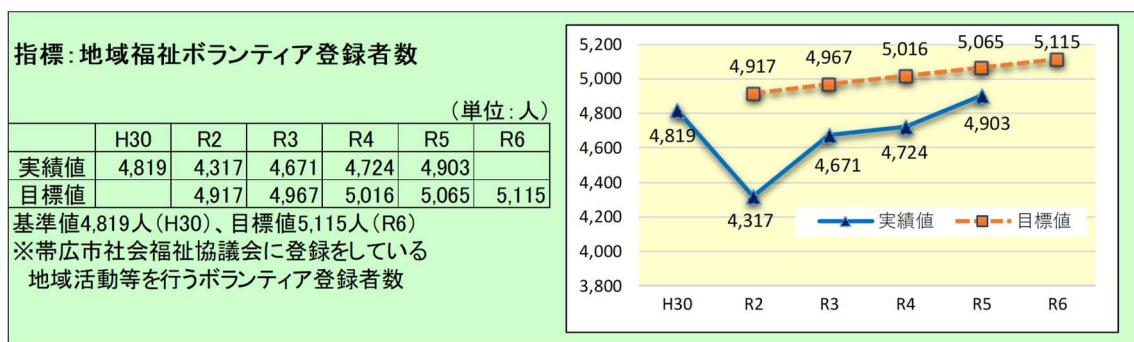
基本方向	主な施策
(1)地域活動を支える拠点づくり	①既存施設等を活用した拠点づくりの促進 ②地域活動団体への支援
(2)地域福祉を担う人材の育成・確保	①地域福祉に関する意識の醸成 ②地域の人材の育成・確保
(3)地域福祉活動の推進	①地域における支え合い機能の充実 ②主体的参加の推進 ③関係団体との連携促進 ④地域の防災活動の推進

地域活動を支える拠点づくりでは、生活支援コーディネーターの配置などを通じて、地域における支え合いの輪を広げていくための話し合いの場である協議体の創設などを進めてきており、既存施設等の老朽化や地域活動団体の担い手の高齢化など、様々な課題はありますが、既存施設等のさらなる利活用促進や新たな協議体の創設に向けた支援のほか、協議体を中心とした地域福祉活動の一層の促進を図るなど、地域福祉活動を行いやすい環境づくりを一層進めていく必要があります。

地域福祉を担う人材の育成・確保では、広報おびひろを通じた地域福祉に関する意識の醸成やボランティア養成講座などを通じた担い手育成を進めてきましたが、様々な地域福祉活動の担い手の高齢化が進んでいることなどもあり、民生委員・児童委員の欠員が増加傾向にあるほか、ボランティア登録者数もコロナ禍の影響による一時期の減少からようやく回復したものの目標には届いていません。このため、地域福祉に関する意識の醸成に向けた効果的な周知方法の検討や、活動しやすい環境づくりなどを通じて、民生委員の欠員解消を図るなど、人材の育成・確保を進めていく必要があります。

地域福祉活動の推進では、地域ケア会議の開催や地域交流サロン事業などを通じた地域の支え合い機能の充実のほか、町内会への加入促進や災害に備えた地域の支え合いの仕組みづくりに取り組んできましたが、コロナ禍の影響で地域福祉活動が十分に行えない期間があったことなどもあり、さらなる取り組みの推進が求められている状況にあります。このため、帯広市社会福祉協議会や関係機関などと連携しながら、地域の住民や多様な主体の交流機会の充実を図るなど、様々な人が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりを一層進めていく必要があります。

第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題



基本目標2. 安心して生活できる地域づくり

基本方向	主な施策
(1)相談支援と福祉サービスの適切な利用促進	①地域における相談体制の充実 ②総合的な相談体制の確保 ③福祉サービスの提供体制の充実 ④再犯防止に向けた取り組みの推進
(2)包括的な連携体制の確立	①包括的な支援を行う体制づくり ②切れ目のない包括的な支援 ③生活困窮者自立に向けた支援
(3)権利擁護の推進	①成年後見制度の利用促進 ②虐待等防止に向けた対応

相談支援と福祉サービスの適切な利用促進では、地域包括支援センターや基幹相談支援センター、地域子育て支援センターなどを運営し、地域で様々な困りごとを抱えた方への相談に対応しているほか、令和4年度には障害のある方などの圏域相談支援事業所を開設するなど相談体制の充実を図っています。また、必要な人に必要なサービスが届くよう、高齢・障害・子育てなどの各分野におけるサービス提供体制の充実やサービス内容の周知に取り組んでいるほか、罪を犯してしまった人が再び犯罪をすることがないように、関係機関や団体等との連携を強化しながら、再犯防止の取り組みを進めてきました。こうした取り組みの結果、各種相談支援やサービスの提供については、概ね順調に実施できているものと考えますが、今後も相談先の一層の認知度向上や各種福祉サービスのさらなる充実に取り組んでいく必要があります。

包括的な連携体制の確立では、生活課題が複雑化・複合化し、単一分野の制度や支援のみでは解決が困難な事例が増加する中、地域ケア会議や地域自立支援協議会などの開催を通じて、個々の生活課題等へのきめ細かな支援を行っているほか、ひきこもり相談窓口を開設し、当事者とその家族等への相談対応や専門職による伴走支援を実施するなど、個々の支援ニーズに応じた包括的な支援体制づくりに取り組んでいます。また、帯広市自立相談支援センターふらっとの運営などを通じて、生活困窮者等への住居確保や就労の支援を行っているほか、家計改善支援を新たに開始するなど、生活困窮者の自立促進を図っています。特に、個別課題の検討会議については、

第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題

関係機関の連携により、必要時に安定して開催できており、開催回数は目標値を上回っています。こうした取り組みの結果、地域における包括的な支援体制づくりは概ね順調に進んできているものと考えますが、今後も複雑化・複合化した課題を抱えた人々たちへの包括的な支援体制のさらなる充実に取り組んでいく必要があります。

権利擁護の推進では、成年後見制度の利用ニーズが増加する中、帯広市成年後見支援センターみまもーるの運営を通じて、増加する相談への対応や市民後見人の養成を行っているほか、成年後見の市長申立や利用支援事業の実施、様々な専門機関の連携ネットワークの構築などを行い、制度の利用促進を図っています。また、虐待等の防止に向けては虐待防止ネットワーク会議や要保護児童対策協議会等を通じて、相談窓口の周知や虐待等の早期発見・早期対応に努めています。こうした取り組みにより、市民の権利擁護を図ってきていますが、成年後見制度においては、制度利用の増加に伴い、後見人等の担い手不足が課題となっていることから、市民後見人のさらなる育成・確保などが求められているほか、身寄りがなく、身元保証人等がないため、必要な医療や福祉サービスがスムーズに受けられないケースが増加しており、対応が必要となっています。また、虐待防止についても、引き続きさらなる相談先の周知や関係機関の連携による対応力の向上を図るなど、権利擁護に向けた取り組みを推進していく必要があります。

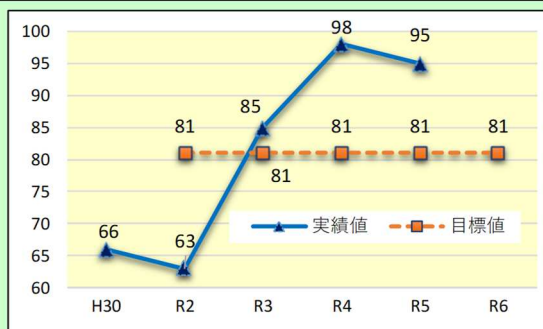
指標：個別課題の検討会議の開催回数

(単位：回)

	H30	R2	R3	R4	R5	R6
実績値	66	63	85	98	95	
目標値		81	81	81	81	81

基準値66回(H30)、目標値81回(R6)

※専門職や地域住民等が参加し、市民の生活に係る個別課題の解決に向けた検討などを行う会議の開催回数(地域ケア会議、個別支援会議等)



基本目標3. 生き活きと健康で暮らせる地域づくり

基本方向	主な施策
(1)誰もが支え合う地域環境の整備	①ノーマライゼーション理念の定着 ②ユニバーサルデザインの地域づくり
(2)健康づくりや介護予防の推進	①地域における健康づくりの支援 ②介護予防の推進 ③介護と医療との連携 ④自殺防止に向けた取り組み

誰もが支え合う地域環境の整備では、出前講座やヘルプマークの周知などを通じたノーマライゼーション理念の普及啓発を図っているほか、住まいのユニバーサルデザインに関する住宅補助金の支給を通じて、ユニバーサルデザインの地域づくりを進め

第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題

ています。ノーマライゼーション理念等の定着に向けては、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが多様性を認め合い、活躍できるよう、引き続き考え方の周知や普及啓発に取り組んでいく必要があります。また、ユニバーサルデザイン住宅補助金については、制度利用が低調であったことから、令和6年度より新たな支援制度を創設していますが、さらなる制度の利用促進を図り、誰もが暮らしやすい地域環境づくりを進めていく必要があります。

健康づくりや介護予防の推進では、検診や健康相談などを通じて疾病の予防や重症化予防を図っているほか、住民主体の健康づくり・介護予防活動などの促進や関係機関と連携した自殺防止対策に取り組んできています。こうした取り組みの結果、要介護1までの高齢者の割合は高い水準を維持し、元気な高齢者が増えている一方、自分のことを健康と思っている市民の割合は、増加傾向にあるものの目標には届いていないことから、健康に対する正しい知識の普及啓発や市民が運動に取り組みやすい環境づくりなどを進め、市民一人ひとりの健康づくりや介護予防の取り組みを促進していく必要があります。

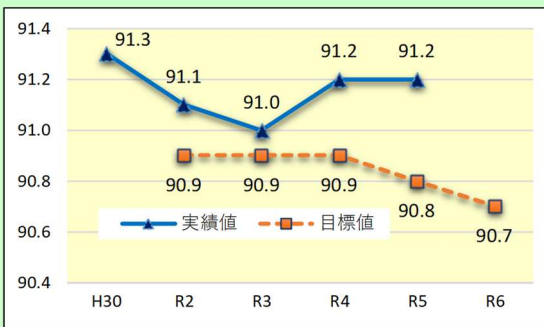
指標：要介護度が「要介護1」までの高齢者の割合

(単位: %)

	H30	R2	R3	R4	R5	R6
実績値	91.3	91.1	91.0	91.2	91.2	
目標値		90.9	90.9	90.9	90.8	90.7

基準値91.3%(H30)、目標値90.7%(R6)

※65歳以上の高齢者のうち、要介護認定を受けていない又は、介護を必要とする度合いが比較的軽い、要介護度が要支援1から要介護1までの高齢者の割合



指標：健康と思っている市民の割合

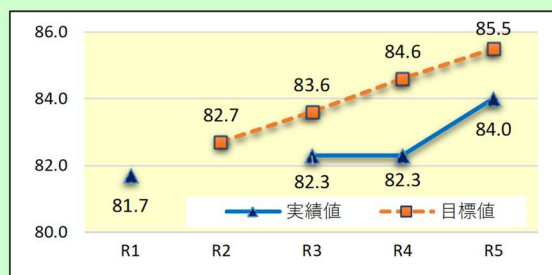
(単位: %)

	R1	R2	R3	R4	R5
実績値	81.7		82.3	82.3	84.0
目標値		82.7	83.6	84.6	85.5

基準値81.7%(R1)、目標値7上昇(R6)

※市民のうち、健康と思っている人の割合

※令和2年度は、調査を行っていない



4 今後に向けた総括的課題について

課題1 地域社会とのつながりが薄い世帯の増加への対応

高齢者のみの世帯や独居世帯、地域交流がほとんどない世帯など、社会的孤立に陥りやすい世帯が増加しています。

市民アンケート調査の結果においても「近所との付き合いがほぼない」や「孤独や孤立を感じることもある」、「地域活動に特に参加したり・協力していない」、「困ったときに相談できる人がいない・相談先が分からない」などの回答が一定程度あり、今後、こうした実情を踏まえ、各地域において、互いに気づき合い、支え合い、相談ができる環境づくりが求められています。

その一方で、コロナ禍の制限により、さまざまな地域活動の停滞や縮小がみられており、活動の再開や継続に向けた周知・啓発などの取り組みを進める必要があるほか、少子高齢化や人口減少が進み、地域福祉活動を担う様々な分野で、担い手の高齢化や減少が進んでいることから、人材の確保・育成も必要となっています。

課題2 複雑化・複合化した課題を抱える人への対応、身寄りのない方への対応

家族・地域社会の変容などにより、抱える課題の複雑化・複合化が進み、各種相談窓口に寄せられる相談内容が多様化・複雑化し、各分野を横断するような複合的な課題を抱える事例への対応が必要になっています。

単一制度の支援やサービスだけでは対応できないような困難ケースは、今後さらに増加していくことが見込まれることから、今後、こうした課題に対応できる包括的な支援体制の構築がこれまで以上に重要になってきています。

また、高齢化の進行や地縁・血縁関係の希薄化などにより、身寄りがなく、家族や親族等からの支援が受けられない高齢者等が増加し、身元保証人等がないため、必要な医療や福祉サービスがスムーズに受けられないケースが増加しており、支援が求められています。

課題3 多様性が尊重される包摂的な地域づくり、健康づくりへの対応

誰もが住み慣れた地域の中で役割を持ち、生き活きと活躍できる社会の実現に向けては、障害者や認知症の人、LGBT等の人など、多様性が認められ、尊重される包摂的な地域づくりが求められています。

また、市民一人ひとりが、地域の中で生き活きと生活を送るには、健康であることが重要となります。市民アンケート調査では、「困っていること、不安なこと」で最も多い回答は「自分の健康や介護に関すること」であり、健康への高い関心がある一方、運動習慣などにあまりつながっていない状況にあることから、市民一人ひとりが自らの健康や介護予防を意識し、主体的かつ習慣化された活動を支援する仕組みづくりや、地域ぐるみで活動を支える環境づくりが必要となっています。

計画の理念・目標と
体系

第3章

1 計画の基本理念

国では、住民すべてが地域福祉に主体的に関わり、困りごとを抱えている人を地域全体で支え合う「地域共生社会」の実現を目指すこととしており、全国各地において、それぞれ取り組みが進められています。

帯広市においても、地域共生社会の考え方を踏まえ、市民一人ひとりがお互いに支え合い、健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指すため、第三期計画に引き続き、次の基本理念に基づいて、地域福祉を推進します。

「すべての市民が共に支え合い、安心して、
生き活きと暮らせるまち おびひろ」

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現を目指すために、第2章の今後に向けた総括的課題などを踏まえ、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 共に支え合う地域づくり

すべての市民が、地域福祉を我が事として捉え、地域の生活課題の解決や福祉活動に主体的に関わり、共に支え合う地域とするため、地域福祉活動を行いやすい環境づくりや地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の促進に取り組みます。

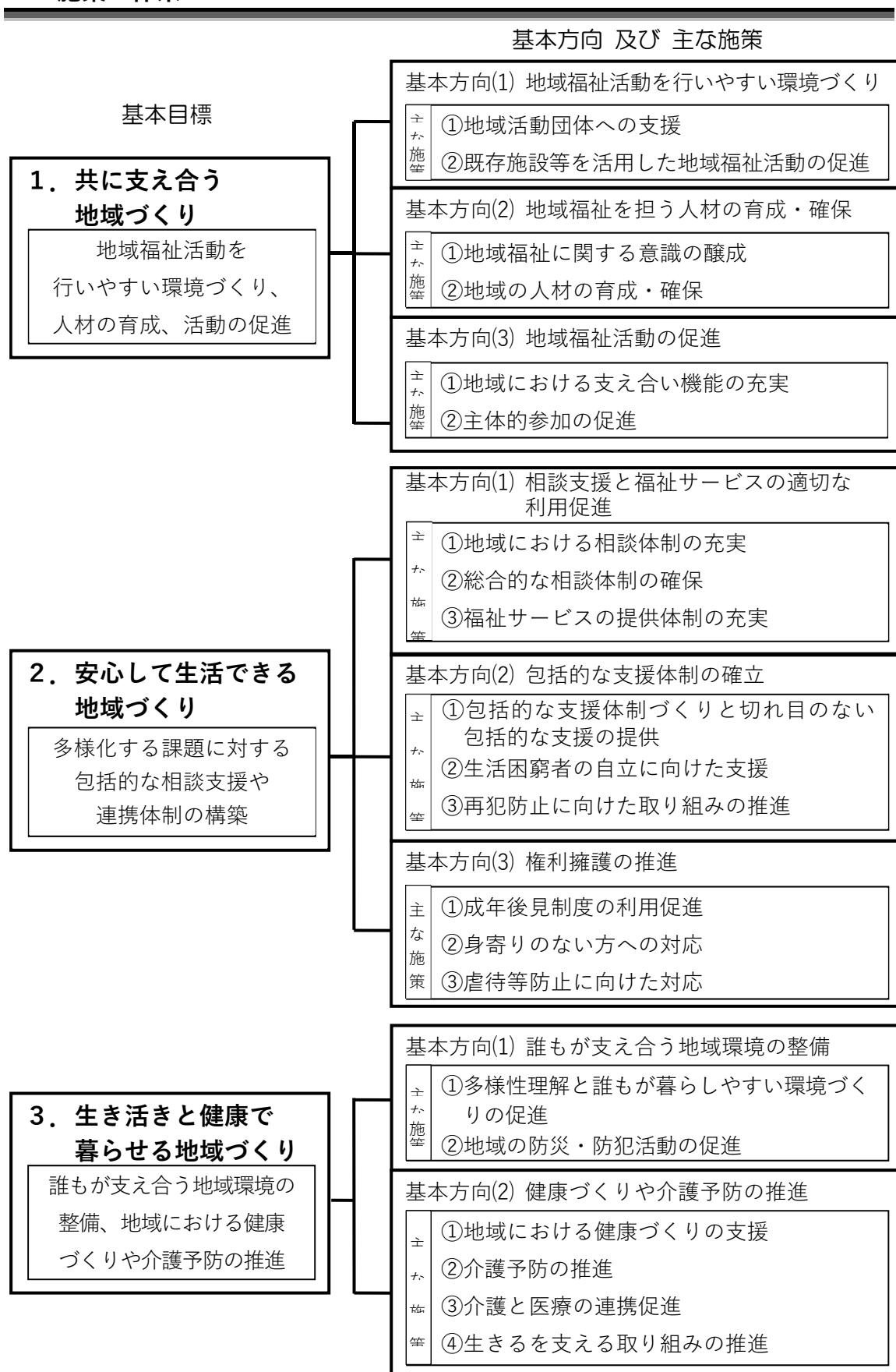
基本目標2 安心して生活できる地域づくり

支援を必要とする人が、適切かつ切れ目なくサービスの提供を受けることができ、安心して生活できる地域とするため、福祉等に関する相談体制の充実や、様々な部署・関係機関が連携し包括的な支援体制づくりを進めるほか、権利擁護の推進に取り組みます。

基本目標3 生き活きと健康で暮らせる地域づくり

市民一人ひとりが、住み慣れた地域で生き活きと健康で暮らすことのできる地域とするため、誰もが多様性を認め合い、支え合う意識の醸成を図るほか、市民の主体的な健康づくりや介護予防の推進などに取り組みます。

3 施策の体系

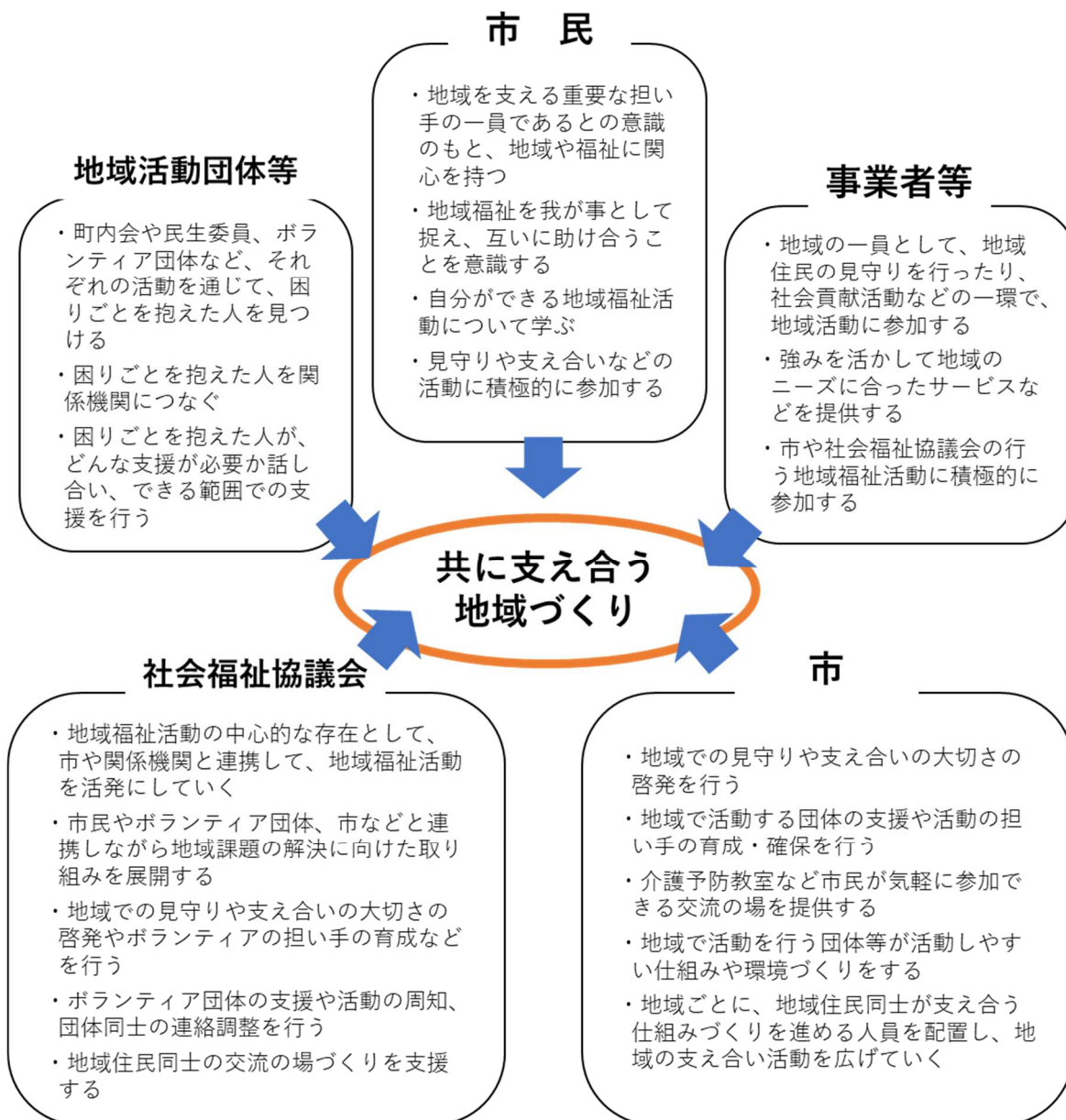


施策の展開

第4章

基本目標1 共に支え合う地域づくり

【共に支え合う地域づくりに向けた各主体の役割】



基本目標1 共に支え合う地域づくり

基本方向（1） 地域福祉活動を行いやすい環境づくり

地域活動団体への支援や既存施設の活用などにより、地域福祉活動を行いやすい環境づくりを進め、地域の住民や団体等の活動を促進します。

【現状や課題】

一人暮らし高齢者や地域交流がほとんどない世帯など、社会的孤立に陥りやすい世帯が増加しています。こうした中で、支援を必要とする人が、誰にも相談できず、問題を抱えたままにならないよう、日頃から住民同士の交流を促進し、地域の結びつきを広げていくことが重要です。

このため、町内会をはじめとする地域で活動する団体等への支援や地域住民等が世代を超えて気軽に参加でき、交流しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

【主な施策】

① 地域活動団体への支援

- ・ 町内会活動や老人クラブ活動など、地域活動を行っている団体への支援や、活動内容の周知、多様な主体との連携促進などに取り組みます。
- ・ 住民同士がつながり続けられるよう、町内会や老人クラブなどの地縁組織を大切にしながら、持続可能な地域コミュニティづくりに向けた取り組みを進めます。
- ・ 帯広市社会福祉協議会と連携しながら、ボランティア団体をはじめとする見守りや生活支援などの地域福祉活動を行う団体の活動を促進するため、活動を支援する仕組みづくりを検討します。
- ・ 生活支援コーディネーター等の支援のもと、地域の様々な主体との話し合いから地域課題やニーズ等を把握し、情報共有を図るとともに、ニーズに応じた自主活動や支え合い活動の創出などに取り組む協議体の設置や設置後の活動を促進します。

② 既存施設等を活用した地域福祉活動の促進

- ・ コミュニティセンターや福祉センター、市民活動プラザ六中等の公共施設や社会福祉施設等、既存の地域資源の活用を進め、地域住民同士の相互交流や地域団体などが行う様々な地域福祉活動の展開を促進します。
- ・ 地域交流サロンや介護予防教室など、市民が気軽に参加できる場を提供し、地域住民の交流を促進します。

基本目標1 共に支え合う地域づくり

基本方向（2） 地域福祉を担う人材の育成・確保

地域住民一人ひとりが、地域福祉に関心を持ち、実際に地域の活動に参加してもらえるよう、各種講座の開催などを通じて、地域福祉を支える人材の育成・確保に取り組みます。

【現状や課題】

高齢化や人口減少が進んでいることに加え、後期高齢者以外の地域福祉活動への参加が少ないことから、町内会役員や民生委員・児童委員などの地域福祉活動の担い手の高齢化や不足が進んでいる状況です。

このため、市民が地域福祉に関心を持ち、地域課題の解決に取り組む意識の醸成などを通じて、主体的に活動に取り組む担い手を育成・確保していく必要があります。

【主な施策】

① 地域福祉に関する意識の醸成

- ・ 市のホームページや広報紙、社協だよりなどを通じて、地域福祉に関する各種活動や取り組みの周知を図り、地域福祉活動やボランティア等への関心を高めます。
- ・ 地域福祉活動に関する研修会などへの地域住民等の参加を促進し、地域課題の解決に向けた支え合い意識の啓発を図ります。

② 地域の人材の育成・確保

- ・ ちょっとした支え合いサポーター養成講座や認知症サポーター養成講座、帯広市社会福祉協議会のボランティア養成講座などの各種講座を通じて、支え合いを実践できる担い手の育成を進めていきます。
- ・ 民生委員・児童委員など地域福祉を担う人材の育成・確保に努めます。

基本目標1 共に支え合う地域づくり

基本方向（3） 地域福祉活動の促進

民生委員・児童委員等による地域の見守り活動等を通じて、地域のつながりを強め、地域の支え合いや市民が主体的に地域福祉活動に参加しやすい環境づくりを進め、地域福祉活動を促進します。

【現状や課題】

一人ひとりの価値観やライフスタイルの変化などにより、地域のつながりの希薄化が進み、親しい近隣同士の助け合いなどの地域福祉活動の縮小が懸念されています。その一方で、制度的なサービスだけでは対応が難しい問題でも、地域住民の支え合いによって解決できる事例も少なくありません。

このため、住民同士が地域課題について協議する機会の創出や地域住民同士の交流の促進などにより、地域における支え合い機能の充実を図るほか、福祉活動への参加の呼びかけや地域の支え合いを推進するための協議体の周知などにより、住民の地域福祉活動への主体的参加を促進していく必要があります。

【主な施策】

① 地域における支え合い機能の充実

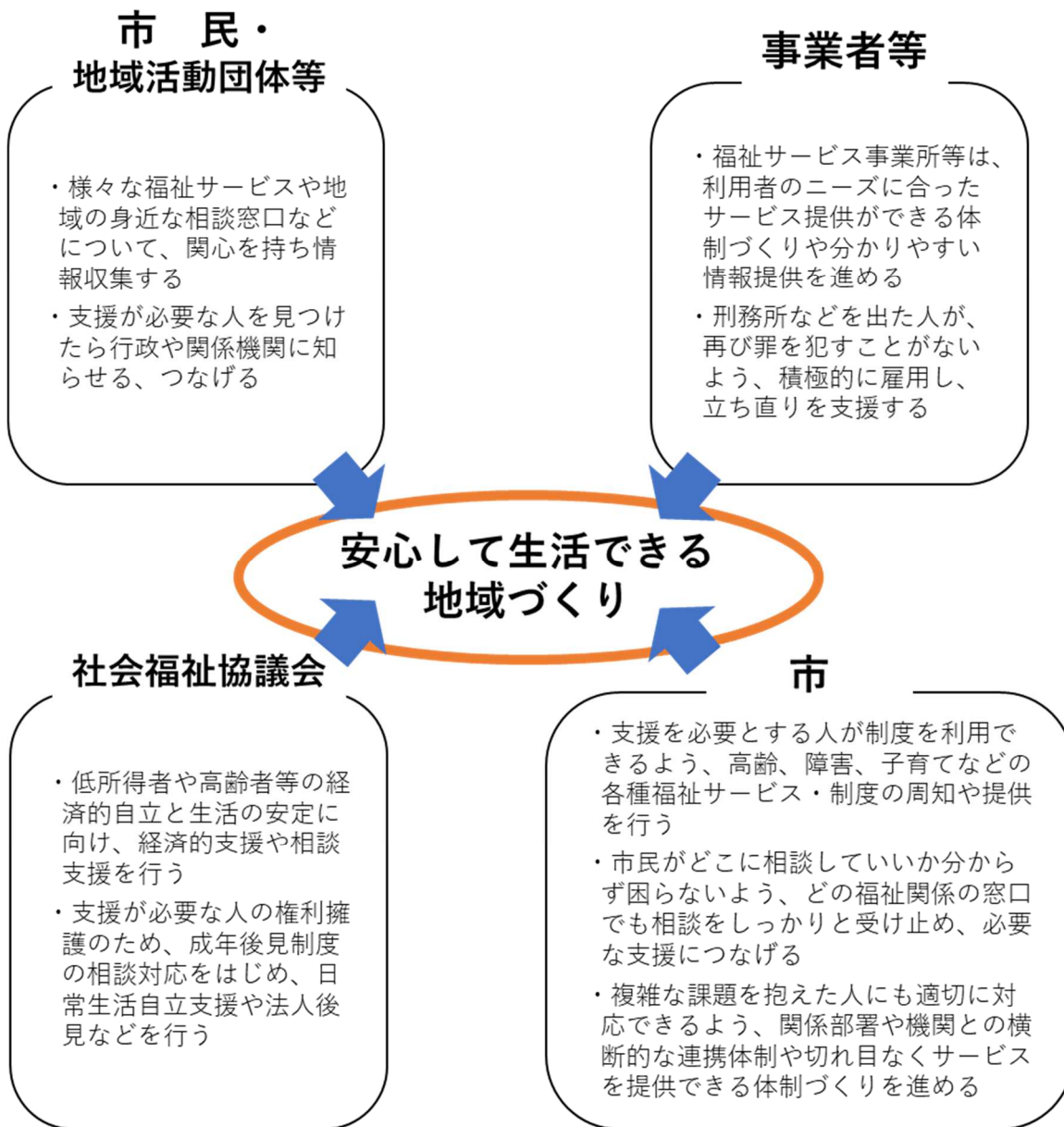
- ・ 地域の支え合いを推進するための協議体や地域ケア会議への参加の促進などを通じて、住民同士で地域課題について考え、その解決に向けて協議する環境づくりを進めるとともに、見守りなどの地域の自主的な活動を促進します。
- ・ 地域交流サロンや介護予防教室など、市民が気軽に参加できる場を提供し、地域住民の交流を促進します。
- ・ 「きづきネットワーク」の協力機関等の拡充などを図りながら、支援を必要としている人を、地域の中で気づき合うことのできる環境づくりを進めます。
- ・ 市民活動プラザ六中などにおいて、活動の状況を共有し、障害のある人等を含む地域住民同士の交流や支え合い体制の充実を図ります。
- ・ 地域子育て支援センターでの親同士の交流促進や、ファミリーサポートセンター事業による子育て援助活動などを通じて、地域全体で子育て世帯を支え、安心して子育てができる環境づくりを進めます。
- ・ ボランティア団体やNPO、地域で活動している子育て、障害、高齢者等の各団体等の活動の見える化などを進めるとともに、各団体等が協働で地域課題の解決に取り組めるよう、意見交換や情報共有を行うことのできる場を創出するなど、様々な団体同士の連携促進を図ります。
- ・ 帯広市社会福祉協議会と連携し、ボランティアセンターの運営などを通じて、ボランティア活動の活性化を図ります。

② 主体的参加の促進

- ・ ホームページや広報紙などによる情報発信を通じて、帯広市社会福祉協議会のボランティアセンターへの登録や町内会への加入などを促進し、地域福祉活動に参加するきっかけづくりを進めます。
- ・ 地域福祉活動に興味や関心を持っている方が活動に参加しやすいよう、地域福祉活動の調整役である生活支援コーディネーターや地域福祉活動を行う団体等の活動内容の周知・見える化を進めます。

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

【安心して生活できる地域づくりに向けた各主体の役割】



基本目標2 安心して生活できる地域づくり

基本方向（1） 相談支援と福祉サービスの適切な利用促進

福祉サービスを必要としている人が適切なサービスを選択し利用できるよう、相談窓口等の周知や窓口間の連携の推進などにより、相談体制やサービス提供体制の充実を図ります。

【現状や課題】

課題が発生した際に、どこに相談してよいか分からないという市民が一定程度いることから、各種相談窓口の認知度の向上や、必要なサービスの情報の適切な提供、複数分野にまたがる相談でも柔軟に受け止められる相談体制の整備などが必要となっています。

【主な施策】

① 地域における相談体制の充実
・ 民生委員・児童委員や地域包括支援センター、圏域相談支援事業所、地域子育て支援センター等の既存の相談先の周知を図るとともに、様々な困りごとを抱える人に丁寧かつ柔軟に対応できるよう、相談体制の充実に努めます。 ・ 地域の様々な相談機関が、相談者の属性などによらず、包括的に相談を受け止め、必要な支援につなげる体制づくりを進めます。
② 総合的な相談体制の確保
・ 困りごとを抱えていても、どこに相談すればよいか分からない人や複数分野にまたがる課題を抱えた人などにも適切に対応できるよう、市の福祉関係部署において、相談をしっかりと受け止め、必要な支援に丁寧につなげるなど、相談体制の充実を図ります。
③ 福祉サービスの提供体制の充実
・ 必要な情報の提供はもとより、高齢、障害、子育て、生活困窮などの分野において、支援を必要とする人が、適切なサービスを受けられるよう、それぞれの福祉サービスの周知やサービス提供体制の充実を図ります。

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

基本方向（2） 包括的な支援体制の確立

複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた人に対し、多機関が連携を図り、分野を横断して包括的に支援することができる体制づくりを進めます。

【現状や課題】

近年、8050問題やダブルケアなど、複合的な課題を抱え、これまでのような個人への支援だけでは解決できず、世帯全体への支援が求められるケースが顕在化しており、こうした場合、一つの支援機関だけでは解決が困難なことから、各支援機関においては、世帯全体が抱えている問題を把握し、関係機関や地域と連携し、包括的に支援する必要があります。

また、ひきこもりなど、表面化せずに課題を抱えたままになっている場合もあり、こうした課題を抱えている人に対しては、地域のつながりの中で、気づき合うことのできる環境づくりが求められています。

生活困窮者に対する自立支援は、本人の尊厳を守りつつ、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情に応じて、包括的かつ早期に行うことが重要となっています。

全国的に刑法犯の認知件数が減少している一方、検挙者に占める再犯者の割合は高い水準で推移しています。社会生活を営む上で様々な課題を抱え、孤立してしまうことが、犯罪を繰り返す大きな要因になることから、刑期を終えた人たちを地域全体で受け入れ、立ち直りを支援していく必要があります。

【主な施策】

① 包括的な支援体制づくりと切れ目のない包括的な支援の提供

- ・ 複雑化・複合化した課題を抱えたり、制度の狭間にある困りごとなどを抱えた人について、地域住民や様々な関係機関、関係部署等による地域ケア会議や地域自立支援協議会などを活用しながら、包括的な支援が行われる体制の充実を図ります。
- ・ 複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題の場合、支援方法の決定が難しく、かつ解決までに時間を要すること多いため、関係する部署や機関と連携を図りながら、相談者に寄り添った支援方法や関係者間の役割分担などを調整・決定するコーディネート機能の整備について検討を進めます。
- ・ 帯広市ひきこもり支援ステーション ゆっくりんと連携し、ひきこもり状態にある人やその家族への寄り添った相談支援や居場所づくりなどを進めます。

- ・ 居住支援法人や関係機関等と連携し、住居確保に困難を抱える高齢者や障害者、低所得者等の住居確保支援を行うとともに、必要に応じて、入居後も必要な支援を継続します。

② 生活困窮者の自立に向けた支援

- ・ 「帯広市自立相談支援センター ふらっと」において、生活困窮者からの多様で複合的な相談に応じ、関係機関と連携し、必要な情報提供や助言をしていくことで、包括的・計画的に自立の促進を図ります。
- ・ 離職等により家賃を支払うことが困難になり、住居喪失またはその恐れのある生活困窮者に対し、住居を維持・確保するための支援を行います。
- ・ 就労に必要な実践的な知識・技能はもとより、生活習慣やコミュニケーション能力など、就労に必要な基礎能力等が不足している人に対し、就労に向けた計画的なサポートを行います。
- ・ 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもを対象とした学習支援のほか、保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善への支援を行います。
- ・ 家計に課題を抱える生活困窮者に対し、家計の見える化による再生プランの作成や助言指導など、家計改善に向けた相談支援を行います。

③ 再犯防止に向けた取り組みの推進

- ・ 刑期を終えた人たちが、介護や障害、生活保護などの福祉的支援を必要とする場合に、適切に支援を受けられるよう、それぞれの福祉サービスの周知やサービス提供体制の充実を図るとともに、地域生活定着支援センターや基幹相談支援センターなどの関係機関等と連携し、必要な支援やサービスにつなげます。
- ・ 刑期を終えた人たちやその支援者が、福祉的な支援を必要としているにもかかわらず、相談先などが分からず困ることがないように、各種支援制度の内容や相談先の周知などを行います。

※ その他、詳細な取り組み等については、第7章再犯防止推進計画に記載します

基本目標2 安心して生活できる地域づくり

基本方向（3） 権利擁護の推進

判断能力が十分でない高齢者や障害のある人等の基本的な人権を守るために、成年後見制度の利用促進を図るほか、身寄りのない方への支援策の検討や虐待防止の取り組みを進めます。

【現状や課題】

金銭管理や必要なサービスを受けるための契約ができないなど、生活に支障をきたす場合に、そうした方の権利を守り、不利益を被らないようにするための成年後見制度の利用が増加しており、制度を必要とする際には、速やかに対応することが必要です。

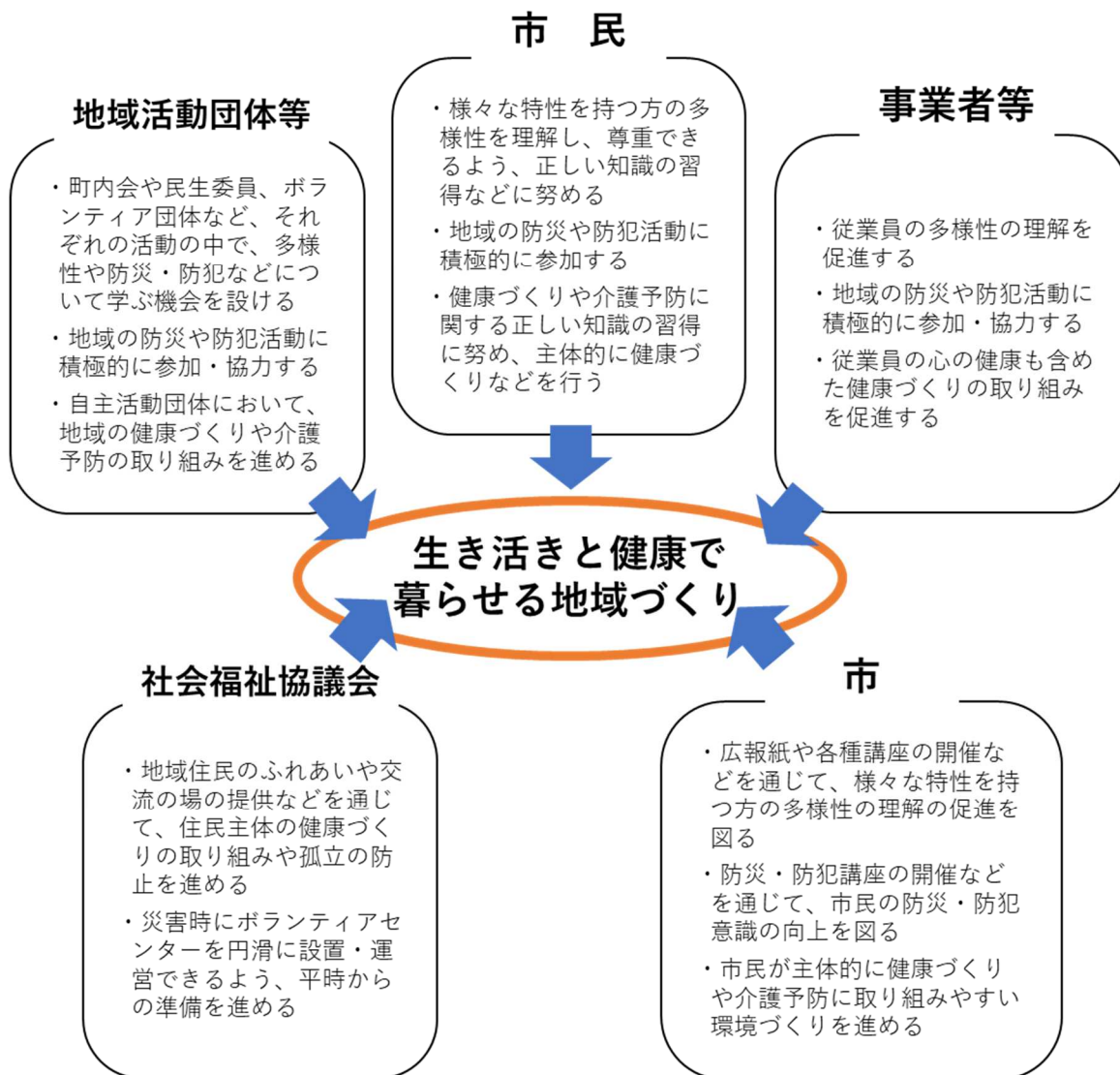
また、核家族化や血縁・地縁関係の希薄化が進む中、身寄りがなく家族・親族や地域住民等からの支援が受けられない高齢者等が増加し、身元保証人等がいいため、医療や福祉サービスが円滑に利用できないケースや、葬儀や死後の家財処分等を行う者がいないケースなどの制度の狭間の問題が増加しており、対策が必要となっています。

【主な施策】

① 成年後見制度の利用促進 - 中核機関である「帯広市成年後見支援センター みまもーる」では、引き続き成年後見制度に関する相談支援や広報、申立に係る支援、各関係団体との連携・調整等を行います。 - 成年後見制度の利用を促進するため、成年後見市長申立や利用支援事業を行うとともに、市民後見人養成研修やフォローアップ研修、成年後見フォーラム、出前講座などの開催により、担い手の養成や制度周知を行います。 ※ その他、詳細な取り組み等については、第6章成年後見制度利用促進基本計画に記載します
② 身寄りのない方への対応 関係機関や専門職等と連携し、身寄りのない方等、保証人等がおらず、必要な支援を受けられない方でも、安心して地域生活が送れるよう、身元保証や日常生活支援等の対応について検討します。
③ 虐待等防止に向けた対応 高齢者虐待防止ネットワーク会議や要保護児童対策地域協議会等を開催し、相談窓口の周知・啓発及び早期発見等の対応や支援を進めます。

基本目標3 生き活きと健康で暮らせる地域づくり

【生き活きと健康で暮らせる地域づくりに向けた各主体の役割】



基本目標3 生き活きと健康で暮らせる地域づくり

基本方向（1） 誰もが支え合う地域環境の整備

誰もが多様性を認め合い、地域社会の一員として支え合いながら生き活きと暮らせるよう、多様性理解や誰もが暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、地域の防災・防犯活動を促進します。

【現状や課題】

地域共生社会の実現を目指していく上では、年齢や性別、障害の有無や国籍などにかかわらず、誰もが多様性を尊重し、ともに支え合う意識の醸成を図っていくことが重要です。このため、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）等の考え方の定着に取り組み、障害者や認知症の方、LGBT等の方などの多様性を認め合い、地域社会の一員として支え合う包摂的な地域づくりを進めていく必要があります。

また、誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域の支え合いや見守りなどの防災・防犯活動を広げていく必要があります。

【主な施策】

① 多様性理解と誰もが暮らしやすい環境づくりの促進

- ・ 障害者や認知症の方、LGBT等の方など、一人ひとりが持つ個性を認め合い、包摂（受け入れ包み込むこと、差別や排除をしないことが）できる地域社会の実現に向け、各種出前講座など、様々な機会を通じた意識啓発を図ります。
- ・ 高齢者や障害のある人などが自立した地域生活を送れるよう、誰もが暮らしやすい地域環境づくりを進めます。

② 地域の防災・防犯活動の促進

- ・ 町内会等と連携しながら、各地域等での防災に関する講座や訓練などを行うことで、市民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- ・ 福祉専門職などと連携し、災害時の避難に支援が必要な人の個別避難計画の作成を進めるなど、地域の相互支援体制の構築を促進します。
- ・ 災害が発生し、ボランティアの受け入れが必要になった際に、円滑に災害ボランティアセンターを開設し運営できるよう、日頃から帯広市社会福祉協議会との連携体制の構築を進めます。
- ・ 高齢者等を特殊詐欺などの犯罪から守るため、各種講座の開催などにより防犯意識の啓発を進めるほか、関係機関等と連携し、地域における見守りなど、地域の自主的な防犯活動を促進します。

基本目標3 生き活きと健康で暮らせる地域づくり

基本方向（2） 健康づくりや介護予防の推進

すべての人が生き活きと健康で暮らせるよう、一人ひとりが主体的に健康づくりや介護予防などに取り組むことができる環境づくりを進めます。

【現状や課題】

平均寿命が伸びている中、生涯にわたり市民一人ひとりが、生き活きと趣味や地域活動に関わっていくためには、個人の生活習慣の改善をはじめ、健康づくりや介護予防などを通じた健康寿命の延伸が重要です。

自分一人だけでは継続しにくい健康づくりや介護予防の取り組みも、地域交流を通じて行うことで相乗効果が期待され、住民同士の支え合いにもつながることから、身近な地域で取り組むことのできる環境づくりや支援が求められています。

また、身体的な健康ばかりでなく、心の健康も重要な課題であり、悩みを抱えた人などに対し、生きるを支える取り組みを進める必要があります。

【主な施策】

① 地域における健康づくりの支援 ・ 疾病の予防、早期発見や重症化予防のため、引き続き医療関係機関との連携を図りながら、各種検診や歯科健診、健康相談などに取り組めます。 ・ 健康づくりを包括的に行うため、医療、福祉分野に限らず、教育や労働の関係機関をはじめ、企業や市民と協働で健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進めます。 ・ 市民が集まる場所や通いの場を活用し、市民が主体的かつ継続的に健康づくりに取り組むための支援を行います。
② 介護予防の推進 ・ 地域での交流を促すための通いの場の活用や創設などにより、市民が主体的に介護予防に取り組む環境づくりを進めます。 ・ フレイル対策など介護予防を効果的に進めるため、専門職が関与する保健事業との一体的な取り組みを推進します。
③ 介護と医療の連携促進 ・ 多職種の関係者が連携しながら、心身の状態に合わせた切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進します。 ・ 連携協力病院と地域包括支援センターに専門職からの相談窓口を設置するなど、介護と医療の円滑な連携を促進します。
④ 生きるを支える取り組みの推進 ・ 保健や医療、福祉だけでなく、教育や労働など関連する機関や団体、企業や市民など、地域におけるネットワークを強化しながら、生きるを支える取り組みを進めます。

計画の推進

第5章

1 計画の推進体制

計画を具体的に推進していくための協議を行うなど、各関係部署、関係機関等と連携しながら、協働して計画を推進していきます。

2 計画の進捗管理

市は、本計画を円滑に推進するため、進捗状況の点検・評価を毎年度行い、必要に応じて見直しを行うなど、適切な進捗管理を行います。

(1) 点検・評価及び附属機関への報告

施策の進捗状況については、関係課による点検・評価体制を構築した上で、毎年度、点検・評価を行い、帯広市健康生活支援審議会に評価結果を報告し、意見をいただきます。

審議会の意見は、計画の見直しや関連する施策の実施に反映します。

また、施策毎の点検結果などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(2) 計画の周知

地域福祉は、行政や帯広市社会福祉協議会だけでなく、事業者や地域活動団体、社会福祉法人、そして地域住民すべてが主体的に地域課題に関わり、それぞれの役割を担うことで推進が図られます。

このため、本計画を市民に十分に周知し、地域福祉に対する理解を得られるよう、ホームページ等の広報媒体を活用します。

3 指標の設定

本計画の取り組みの効果と目標の進捗状況等を測るために以下の指標を設定します。

	指 標	指標の説明	基準値	目標値 (R11)
基本 目標 1	地域福祉ボランティア 登録者数	帯広市社会福祉協議会に登録をしている地域活動等を行うボランティア登録者数	4,903人	5,205人
	地域社会活動に 参加した 市民の割合	市民のうち、直近1年間で防災や防犯などの地域社会活動に参加した人の割合	35.2%	38.8%

第5章 計画の推進

	指 標	指標の説明	基準値	目標値 (R11)
基本 目標 2	個別課題の 検討会議の開催回数	専門職や地域住民等が参加し、支援 を必要とする個別ケースの課題等の 解決に向けた支援方策や役割分担な どの検討・協議を行う会議の開催回 数 (地域ケア会議、ケア会議等)	144回	↗ 増加
	コーディネート機能 の整備	複合的な課題を抱えた人などの課題 解決に向け、各種支援機関等の役割 分担や支援の方向性などの整理を行 うコーディネート機能の整備状況	未整備	整備
基本 目標 3	多様性の理解につな がる講座の開催回数	認知症の人や障害者、LGBT等の人な ど、多様性の理解につながる講座の 開催回数	127回	↗ 増加
	要介護度が 「要介護1」までの 高齢者の割合	65歳以上の高齢者のうち、要介護認 定を受けていない又は、介護を必要 とする割合が比較的軽い、要介護 度が要支援1から要介護1までの高 齢者の割合	91.2%	90.5%
	健康と思っている 市民の割合	市民のうち、健康と思っている人の 割合	82.3%	↗ 上昇

**成年後見制度の
利用促進
（成年後見制度利用
促進基本計画）**

第6章

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景・趣旨

成年後見制度は、認知症や障害などによって判断能力が不十分な方に対し、成年後見人等を選任し、財産管理や福祉サービスの契約の手続きなどを代理で行うことで、本人の財産や権利を法的な面から守る制度です。

未婚化や核家族化が進み、高齢者単身世帯が増加する中、財産管理や日常生活で困難を抱える人の権利を擁護する成年後見制度の必要性は高まっています。しかしながら、全国的に見ても成年後見制度の利用は十分ではなく、さらなる制度の利用促進が求められています。

こうした中、国においては、平成28年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、平成29年には法に基づく成年後見制度利用促進基本計画を策定するとともに、令和4年度には第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定し、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的に進めているところです。

帯広市においても、成年後見制度の需要が高まる中、市や関係機関、関係団体等が連携しながら、成年後見制度の利用促進に関する取り組みを総合的かつ計画的に進め、一人ひとりの意思や権利が尊重され、安心して生活できる地域の実現を目指し、本計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策について定めた基本的な計画であり、福祉分野の上位計画となる地域福祉計画と一体的に策定し、取り組みを推進するものです。

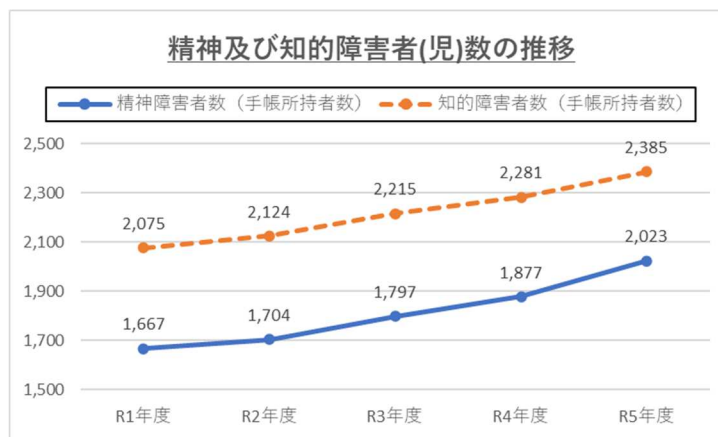
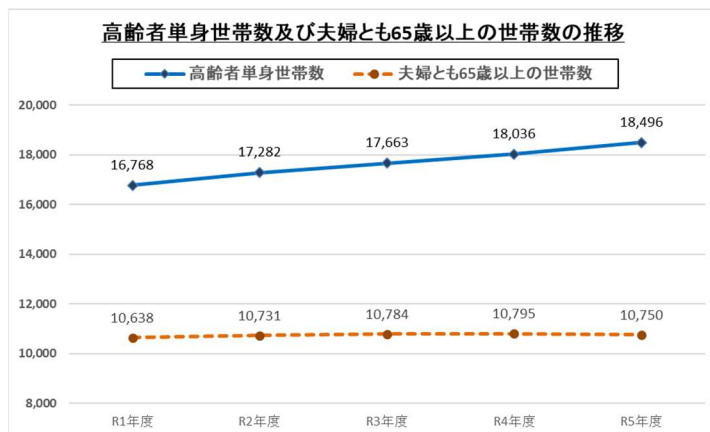
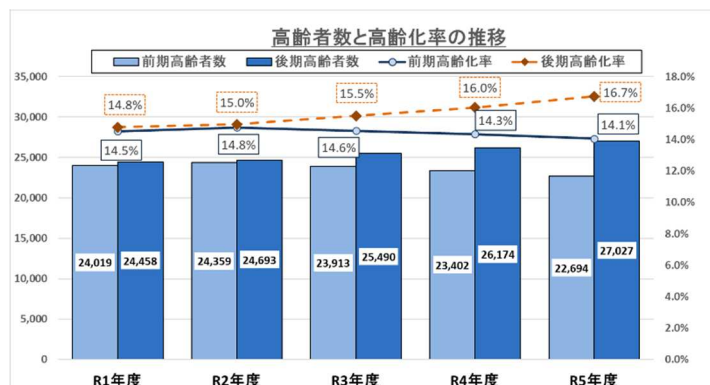
(3) 計画の期間

本計画の期間は、地域福祉計画と合わせ、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とし、国や北海道の動向、社会情勢、福祉関連の制度改正や市民ニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討することとします。

2 帯広市の現状と課題

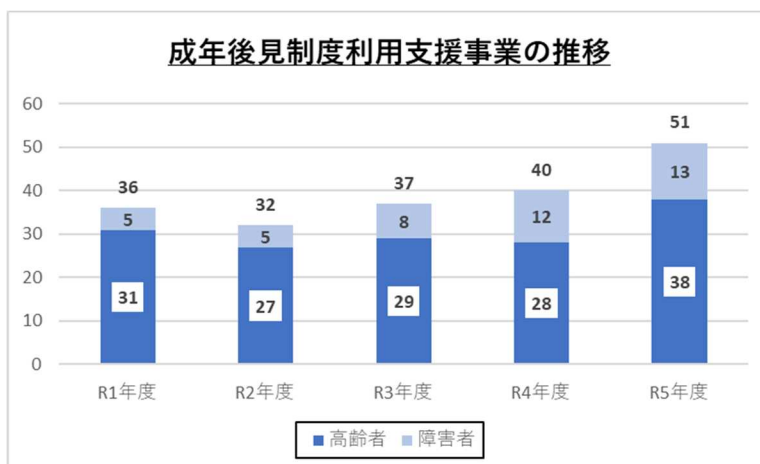
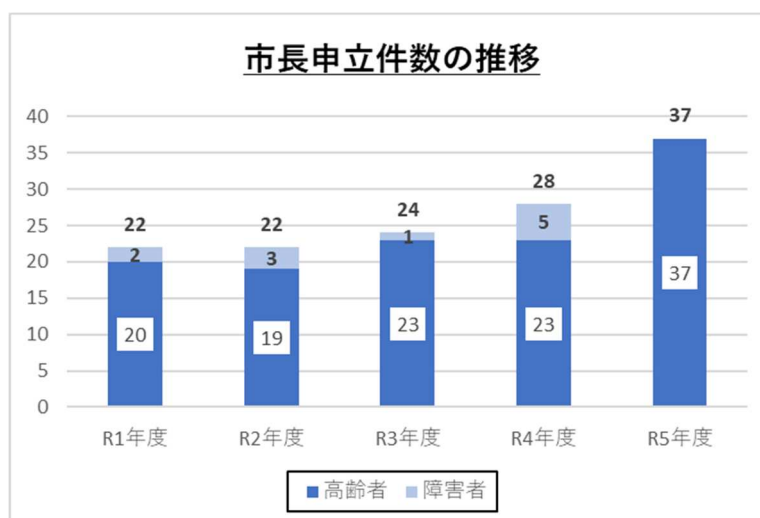
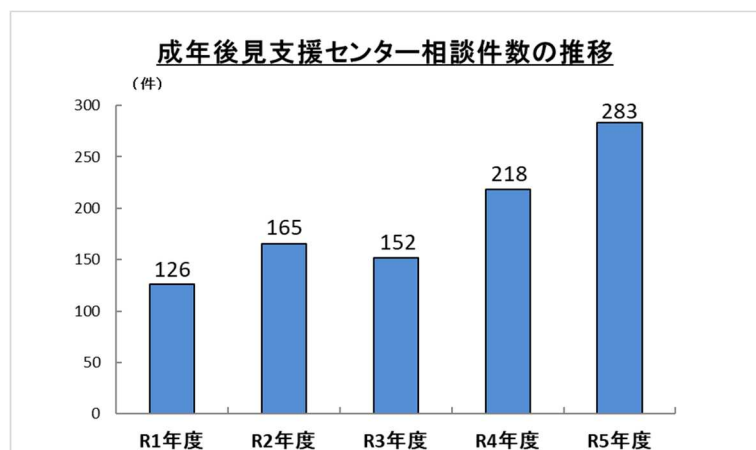
(1) 高齢者・障害者の状況

高齢者数は増加しており、特に後期高齢者と高齢者単身世帯数は5年間で1割程度増加しています。また、5年間で、精神障害者は2割程度、知的障害者は1.5割程度増加しており、成年後見制度を必要とする人は、今後も増加していくことが見込まれます。



(2) 権利擁護支援の状況

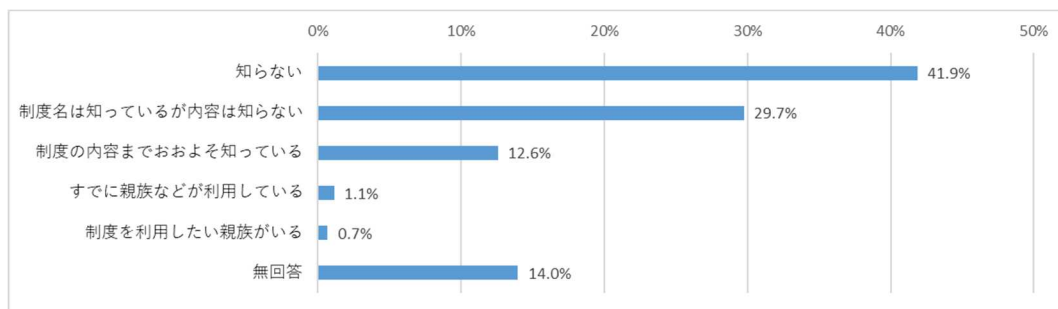
成年後見支援センター「みまもーる」への相談件数は大幅に増加しており、5年間で2倍以上に増加しています。また、成年後見の市長申立件数及び成年後見制度利用支援事業の利用件数は、令和4年度までは微増傾向で推移していましたが、令和5年度は大きく増加しています。今後も制度を必要とする人の増加が見込まれることから、いずれの件数も増加傾向で推移することが想定されます。



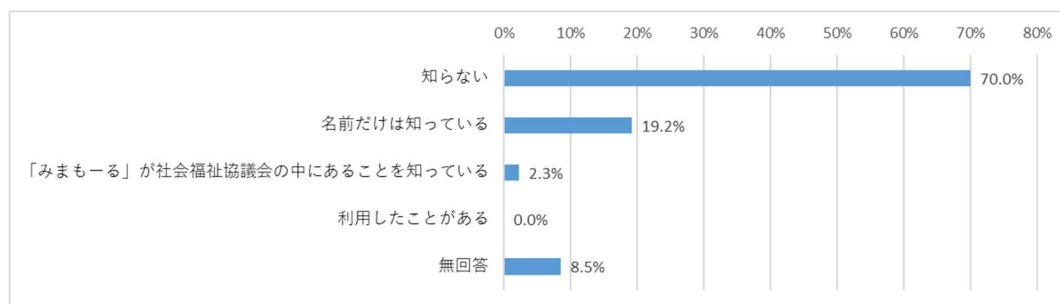
(3) 成年後見制度等の認知度

令和5年12月に実施した市民アンケート調査では、成年後見制度を「知っている」または「制度名は知っているが内容は知らない」と答えた人及び成年後見支援センター「みまもーる」を「知らない」と答えた人は約7割となっており、制度の周知が課題となっています。

Q 成年後見制度を知っていますか？

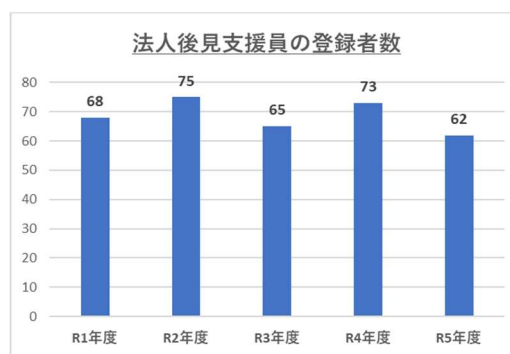
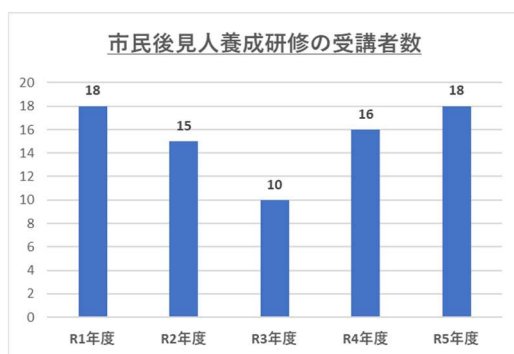


Q 成年後見センター「みまもーる」を知っていますか？



(4) 権利擁護支援の担い手

成年後見人等の選任状況は、親族が減少する一方、親族以外の第三者が増加しています。第三者の後見人等の担い手としては、弁護士や司法書士、行政書士、社会福祉士等の専門職のほか、社会福祉法人やNPOなどの各法人が受任していますが、制度利用者が増加している中、受任できる余裕がなくなっており、市民後見人養成研修などの開催を通じて、後見受任の担い手の育成・確保を図っていく必要があります。



3 基本方向と施策の展開

(1) 基本方向

帯広市の現状と課題を踏まえ、地域福祉計画の基本理念である「すべての市民が共に支え合い、安心して、生き活きと暮らせるまち おびひろ」の実現に向けて、成年後見制度の利用を促進し、市民の権利擁護を推進するため、次の3つの基本方向を定めます。

基本方向1 誰もが安心して成年後見制度を利用できる体制づくり

制度を必要とする人が、安心して制度を利用できるよう、制度の周知や相談支援体制の充実に努めるとともに、市長申立や利用支援事業などにより、制度利用を支援します。

基本方向2 地域連携ネットワークの運営を通じた権利擁護支援体制の充実

中核機関である「帯広市成年後見センター みまもーる」が中心となり、地域連携ネットワークの構成員である関係機関や関係者等との連携を強化しながら、地域の権利擁護体制の充実や制度を必要とする人が制度利用に結びつく体制づくりを進めます。

基本方向3 権利擁護に携わる人材の育成・確保と活動しやすい環境づくり

制度を必要とする人は今後ますます増加する見込みであることから、中核機関が中心となり、後見人の担い手不足解消に向け、市民後見人等の育成・確保を進めるほか、後見人等が地域で安定的・継続的に活動できるよう、その活動を支援します。

(2) 施策の体系

基本方向	主な施策
1 誰もが安心して成年後見制度を利用できる体制づくり	①制度周知と相談支援の実施
	②市長申立と利用支援事業の実施
2 地域連携ネットワークの運営を通じた権利擁護支援体制の充実	①中核機関の運営
	②地域連携ネットワークの機能の充実
3 権利擁護に携わる人材の育成・確保と活動しやすい環境づくり	①市民後見人等の育成・確保
	②後見人等の活動支援

(3) 施策の展開

3つの基本方向に沿って、次のとおり各施策を展開します。

基本方向1 誰もが安心して成年後見制度を利用できる体制づくり

① 制度周知と相談支援の実施

- ・ 制度を必要とする人が適切に利用できるよう、市及び帯広市社会福祉協議会のホームページなどにおいて、制度や相談先の周知に努めるほか、成年後見フォーラムや出前講座など、様々な機会を通じて、制度の普及啓発と市民理解の促進に努めます。
- ・ 適切に制度を利用できるよう、中核機関を中心に、成年後見制度の内容や必要な手続き等について丁寧に説明するなど、制度の相談支援や申立支援を行います。

② 市長申立と利用支援事業の実施

- ・ 制度の必要性が高いにもかかわらず、親族等による申立が困難な方に対して、適切かつ円滑に成年後見の市長申立を行います。
- ・ 金銭的な理由で、制度を利用できない人が生じないよう、一定の要件を満たした方に、申立費用や成年後見人等の報酬費用の助成を行います。

基本方向2 地域連携ネットワークの運営を通じた権利擁護支援体制の充実

① 中核機関の運営

- ・ 中核機関である「帯広市成年後見支援センター みまもーる」では、引き続き成年後見制度に関する相談支援や広報、申立に係る支援、各関係団体との連携・調整等を行います。
- ・ 中核機関を中心に、弁護士、司法書士、社会福祉士、NPO、帯広市社会福祉協議会、行政が連携し、後見等が必要な個別の案件について協議を行う事例検討会議を開催します。

② 地域連携ネットワークの機能の充実

- ・ 事例検討会議関係者に加え、家庭裁判所や金融機関等から構成される協議会において、各機関が権利擁護における課題や対象者の発見・支援につながる情報の共有を図ることなどにより、制度を必要としている人への適切な支援体制づくりを進めます。
- ・ 医療福祉関係者や地域福祉の担い手等、地域連携ネットワークの構成員の拡充などを図りながら、地域の権利擁護体制の充実や制度の利用促進を図ります。

基本方向3 権利擁護に携わる人材の育成・確保と活動しやすい環境づくり

① 市民後見人等の育成・確保

- ・ 後見受任の担い手不足の解消に向けて、中核機関を中心に、市民後見人養成研修やフォローアップ研修などを通じて、市民後見人や法人後見支援員の育成・確保を進めるほか、市民後見人の個人受任へのサポートなどを行い、市民後見人の個人受任の拡大を図ります。

② 後見人等の活動支援

- ・ 後見人や市民後見人等が、困難な状況に直面した際にも不安に陥ることなく、本人に最善の支援を行うことができるよう、中核機関が後見人等からの相談に丁寧に応じるなど、その活動を支援します。

4 計画の推進

成年後見制度の利用を計画的かつ総合的に推進していくため、庁内関係部署や中核機関である「帯広市成年後見センター みまもーる」をはじめとする関係機関等と連携しながら、協働により計画を推進していきます。

**再犯防止に向けた
取り組みの推進
(再犯防止推進計画)**

第7章

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景・趣旨

全国的に刑法犯の認知件数が減少している一方、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は約5割と高い水準で推移しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や障害、薬物等への依存など、様々な困難や生きづらさなどから、社会的に孤立し、再び罪を犯してしまう人も少なくありません。そうした生きづらさなどを軽減し、再犯を防止するためには、犯罪等をした人の更生への地域理解を促進するとともに、国や地方公共団体、関係団体等がそれぞれの役割を果たしながら連携し、社会的に孤立しないための息の長い支援を行っていく必要があります。

このため、国においては、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律（以下、「再犯防止推進法」という。）」を制定し、地方公共団体が再犯防止等に関する施策を実施する責務を有することを明記するとともに、再犯防止に関する計画の策定を努力義務化しています。

帯広市においても、再犯防止推進法の趣旨を踏まえ、関係機関や関係団体等との連携のもと、犯罪等をした人の立ち直りを社会全体で応援し、再犯を防止するための取り組みを総合的かつ計画的に進めていくことで、犯罪のない明るい地域社会づくりの実現を目指すため、本計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」として、福祉分野の上位計画となる地域福祉計画と一体的に策定し、取り組みを推進するものです。

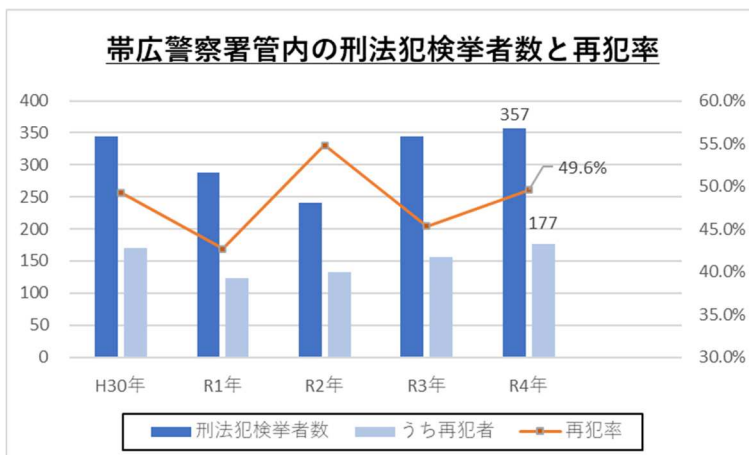
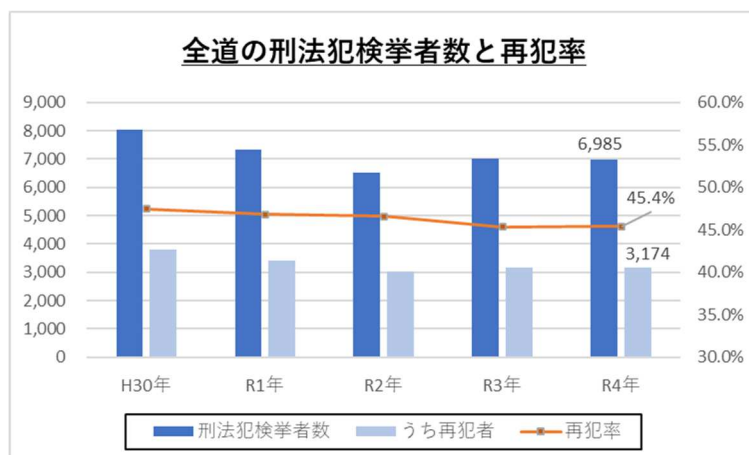
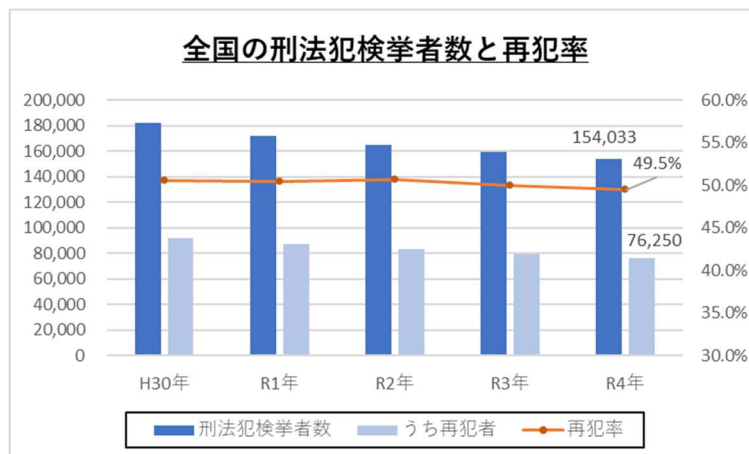
(3) 計画の期間

本計画の期間は、地域福祉計画と合わせ、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とし、国や北海道の動向、社会情勢、福祉関連の制度改正や市民ニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを検討することとします。

2 帯広市の現状と課題

(1) 刑法犯検挙者数と再犯率の推移（少年除く）

全国的に、刑法犯検挙者数が減少している一方、再犯率は概ね5割程度と高い水準で推移しています。全道の再犯率は、全国と比べ若干低く、帯広警察署管内の再犯率は、年度でばらつきが大きいものの、概ね全国と同水準となっており、犯罪や非行を行ってしまった人たちが社会的に孤立しないよう、国や市、関係団体等が連携しながら、息の長い支援を行っていく必要があります。



（いずれも法務省矯正局札幌矯正管区提供データ 各年12月31日現在）

3 基本方向と施策の展開

(1) 基本方向

帯広市の現状と課題を踏まえ、地域福祉計画の基本理念である「すべての市民が共に支え合い、安心して、生き活きと暮らせるまち おびひろ」の実現に向けて、再犯防止を推進し、犯罪のない明るい地域社会づくりを進めるため、次の3つの基本方向を定めます。

基本方向1 安定した生活の確保支援

仕事に就いていない人の再犯率は、仕事に就いている人に比べ3倍と高くなっているほか、住居を確保しないまま刑務所を出所した人は、住居を確保していた人に比べ、再犯に至る期間が短くなっています。安定した生活環境の確保が、再犯防止には非常に重要であることから、関係機関等と連携しながら、就労や住居確保などの支援を進めます。

基本方向2 保健医療・福祉サービスの利用促進

刑期を終えた人たちの中には、仕事や住居を確保できないまま出所する人のほか、障害者や薬物・アルコール等の依存症の人など、出所後すぐに医療や福祉的な支援が必要となる人が多くいることから、そうした人が必要とする支援に円滑につながるようなことができるよう、相談支援体制の充実を進めます。

基本方向3 関係団体等との連携と広報・啓発活動の推進

刑期を終えた人たちの立ち直りには、保護観察所などをはじめとする行政の支援だけでは十分ではなく、保護司や協力雇用主などの民間協力者のほか、地域住民の理解と支えが欠かせません。そのため、民間協力者の活動支援を行うほか、関係機関・関係団体等と連携しながら、更生保護への地域住民の理解の促進を図ります。

(2) 施策の体系

基本方向	主な施策
1 安定した生活の確保支援	①就労の支援
	②住居の確保支援
2 保健医療・福祉サービスの利用促進	①相談支援体制の充実
	②各種サービスの提供体制の充実
3 関係団体等との連携と広報・啓発活動の推進	①関係団体等との連携と活動促進
	②更生保護に関する広報・啓発活動の推進

(3) 施策の展開

3つの基本方向に沿って、次のとおり各施策を展開します。

基本方向1 安定した生活の確保支援

① 就労の支援

- ・ 刑期を終えた人のうち、特に生活に困窮し、就労が困難な人に対しては、職業体験や職業実習などの個別支援プログラムを策定し、就労に必要な実践的な知識・技能はもとより、生活習慣やコミュニケーション能力など、就労に向けた計画的なサポートを行います。
- ・ 十勝更生保護協力雇用主会や職親プロジェクト北海道など、刑期を終えた人たちの就労を支援する団体等の活動内容の周知や指名登録の格付けにおける加点などを通じて、各団体等の活動を促進します。

② 住居の確保支援

- ・ 居住支援法人などと連携し、住居確保に困難を抱える刑期を終えた人たちの住居確保支援を行います。
- ・ 基幹相談支援センターや圏域相談支援事業所等と連携し、障害のある刑期を終えた人たちの住居確保支援を行います。
- ・ 住居確保に困難を抱える刑期を終えた人たちが住居を維持・確保できるよう、市ホームページ等を通じて、更生保護施設やセーフティネット住宅、居住支援法人など、住居の確保等に必要な情報を発信します。

基本方向2 保健医療・福祉サービスの利用促進

① 相談支援体制の充実

- ・ 刑期を終えた人たちやその支援者が、福祉的な支援を必要としているにもかかわらず、相談先などが分からず困ることがないように、各種支援制度の内容や相談先の周知などを行います。
- ・ 刑期を終えた人たちの支援者等が、支援方法などで悩んだり、困ったりすることがないように、関係者等が集まり、支援方法などについて協議できる体制について検討します。

② 各種サービスの提供体制の充実

- ・ 刑期を終えた人たちが、介護や障害、生活保護などの福祉的支援を必要とする場合に、適切に支援を受けられるよう、それぞれの福祉サービスの周知やサービス提供体制の充実を図るとともに、地域生活定着支援センターや基幹相談支援センターなどの関係機関等と連携し、必要な支援やサービスにつなげます。

基本方向3 関係団体等との連携と広報・啓発活動の推進

① 関係団体等との連携と活動促進

- ・ 帯広地区保護司会や帯広更生保護女性会、十勝更生保護協力雇用主会、釧路更生保護協会帯広地区会、職親プロジェクト北海道など、刑期を終えた人たちの立ち直りを支援する団体等の活動内容の周知などを通じて、活動の促進を図ります。
- ・ 帯広地区保護司会や保護司の活動内容について、広報紙や市ホームページ、民生委員・児童委員が集まる会議など、様々な媒体や機会を活用して周知を行い、保護司の担い手不足の解消を支援します。
- ・ 関係機関、団体等と連携・協力を行いながら、薬物依存等からの回復プログラムへの支援を行います。

② 更生保護に関する広報・啓発活動の推進

- ・ 刑期を終えた人たちの更生に対する地域理解の醸成を図るため、関係機関や団体等と連携しながら、「社会を明るくする運動強調月間」における各種啓発イベントをはじめ、様々な機会を活用して周知を行うほか、帯広地区保護司会等の関係団体等が行う啓発活動への協力・支援を行います。

4 計画の推進

再犯防止の取り組みを計画的かつ総合的に推進していくため、庁内関係部署や関係機関、帯広地区保護司会をはじめとする関係機関等と連携しながら、協働により計画を推進していきます。

資料編

1 住民意見の聴取

市民の皆さんや関係団体等が日頃から感じていることや困りごと等について聴き取りを行い、計画に反映させるため、次のとおり関係団体等と意見交換を行いました。

(1) 意見交換を行った団体等について

NO.	名称・団体名等	実施日	参加人数
①	市民意見交換会	6月26日	32名
		6月28日	
		7月4日	
		7月10日	
②	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部	7月1日	13名
③	地域包括支援センター	7月1日	4名
④	公益社団法人北海道社会福祉士会十勝地区支部	7月5日	8名
⑤	帯広畜産大学ボランティア団体「とことこあるこう」	7月8日	2名
⑥	基幹相談支援センター・圏域相談支援事業所	7月9日	8名
		7月17日	
		7月18日	
		7月19日	
⑦	帯広地区保護司会	7月16日	11名
⑧	帯広市自立相談支援センターふらっと	7月17日	2名
⑨	帯広ボランティア連絡協議会	7月18日	19名
⑩	帯広市地域子育て支援センターあじさい	7月22日	3名
⑪	第1層・第2層生活支援コーディネーター	7月31日	10名

※ 実施年はいずれも、令和6年

(2) 出された意見の概要（抜粋）

【町内会、地域コミュニティ、地域支え合い活動・ボランティア活動に関すること】

NO.	意見の概要
①	地域のつながりが薄くなってきている。地域活動などに参加してくれる人が減っている。
③	生活に余裕がなく、高齢になっても働いている人が多い。一昔前は、65歳くらいでリタイアする人が多かったが、今は75歳でも元気に働いている人が多い。そういう社会情勢の中、地域コミュニティをつくっていくのは本当に難しい。
①	解散する町内会が増えてきている。また、防犯灯の維持管理が町内会から市に移管されると、今後ますます解散するところが増えてくる。今後の町内会のあり方について、市として考え方や方向性を示してほしい。

NO.	意見の概要
⑨	町内会未加入者が増えていることに対して、市として対策を講じるべき
⑤	新しいコミュニティづくりをしていきたいと考えているが、そのためにはまずはつながるための場づくりが大切。
②	コロナの影響もあって、町内会の集まりが減った。今は商品券などで還元しているが、顔の見える関係が薄まっていく懸念がある。また、町内会を辞めたいという人も多い。
①	町内会役員向けの研修などを充実させてほしい。
①	町内会の会合などで集まる場所がなかなかない、歩いていける距離にない。
⑪	人のつながりを戻すには福祉センターが鍵になると思う。
③	帯広は高齢者などが気軽に集まれる場所が少ない。集まれる場所には、意外に人が集まっているので、様々な属性の人が総合的に集まれる場があるといい。
③	平成 18 年から高齢者の居場所づくりに関わってきたが、関係者の高齢化が進み次の担い手に引き継がれていない。
⑥	地域住民などの集いの場は、場所を用意すればいいというものではない。実際に対面で話すことに抵抗がある人もいるため、仮想空間なども受け皿のひとつ。
⑥	障害の特性によっては、誰でも話し相手になれるわけではない。多くの人が集まる居場所よりも、じっくり話を聞いてくれる人が一人いる所があればいいと思う。
⑥	居場所に参加する際に、交通手段がなく、行きたくても行けないケースが多い。
⑥	地域活動支援センターは作業が中心なので、作業ではなく、交流スペースがあるといい。
⑩	地域子育て支援センターで、子育て中の親子と地域住民の交流の場を設けているが、新型コロナウイルスの影響や地域住民の高齢化などから、参加してくれる人が減ってきている。
①	町内会でイベントを開催しようにもお金がかかって大変。資金面でうまく運用している町内会の事例があれば示してほしい。
②	一人暮らしの高齢者が増えている。町内会と民生委員、地域包括支援センターなどがうまく連携しながら実態を把握する必要がある。
①	子どもの見守りなどを行う人が減っている。町内会に働きかけてみては。
①	地域で困っている人の支援を個人単位で行うのには限界がある。
①	困っている人を支援したいという思いを持った人がつながる仕組みがあるといい。
①	ボランティア活動は、市に支援してもらえると、活動を継続しやすい。
⑤	有償で高齢者の除雪支援のボランティアをしているが、大雪の際は連絡が殺到するので、行政等で連絡を受ける体制をつくってくれると助かる。
⑥	嗜好品の買い物支援など、福祉サービスではできない支援もあるので、制度の隙間を埋めてくれる地域のボランティアがいてくれるとありがたい。
⑤	除雪ボランティアを通じて、地域で支え合い活動を行っている人たちとのつながりをつくっていききたい。
②	自主活動団体の活動には資金面の課題が多い。市として支援してくれると活動しやすくなる。
①	ボランティアを行う人材の育成を行って欲しい。

NO.	意見の概要
①	社協のボランティア養成研修は、以前は複数日で開催されていたが、回数が減っている。そういう学ぶ機会をもっとつくってほしい。
⑨	ボランティアは特別なことではなく、小さい頃から当たり前のように行うような習慣があれば、もっと広がっていくと思う。
①	ちょっとした支え合いサポーター養成講座などの講座を受講したものの、その後の活動につながらない人が多くいるため、マッチングの仕組みなどがあるといい。
①	地域で何か支援活動をしたい人をコーディネートしてくれる人が地域の中にいるといい。
①	地域の支え合いを進める生活支援コーディネーターがあまり知られていない。
⑨	支え合い活動をしたいが、どこに相談したらよいか分からないという声を聞く。そうした相談に乗ってくれる人がいるといい。
⑪	地域で支え合い活動を広げていきたいが、担い手が高齢化していて、進めていくのが難しい。
⑪	支え合い活動の情報発信に LINE の導入を検討してほしい。
⑨	支え合い活動を行う人たちが集まる場がもっとあったらいいと思う。各団体が色々な活動をしているが、意外と他団体の活動を知らない。
⑪	支え合い活動の担い手同士が情報共有できる場があるといい。
①	地域で困っている人の支援を個人単位で行うのには限界がある。
⑪	支え合い活動の資金確保が難しいため、市の総合事業をもっと使いやすい形に見直してほしい。
⑩	子育て世帯で親の支援が得られない人・親に頼りたくない人が増えたと感じる。孤独・孤立を感じている人も多いと思うので、地域全体で子育て世代を支援していくことが重要。
⑥	地域包括支援センターは、民生委員との日常的なつながりができていると思うが、圏域相談支援事業所は、まだ始まったばかりで、十分に知られていない。知ってもらうためのアプローチに力を入れていく予定。

【総合的・包括的な相談対応、複雑な課題を抱えた人への対応】

NO.	意見の概要
③	様々な相談を受けて、必要な支援につなぐ役割を担っているが、相談する人からは解決まで求められることが多く、理解してもらうのが大変。
⑥	相談を受ける中で、結果的にたらい回しのような形になってしまうことがある。そういうケースを少しでも減らしていく必要がある。
⑥	最初は子どもの件ということで相談を受けていたが、いざ訪問すると、生活困窮や家族関係など、実は複雑な課題を抱えていたと分かるケースがよくある。
⑥	包括的な相談窓口は自分たちとの意識を持ち、必要な関係機関との調整を行っており、そうした意識を皆が持つことが重要。
③	複雑な課題を抱えた人を支援する際の役割分担などの整理をしてくれる人がいると助かるが、その人に相当のスキルと経験が必要。
⑥	属性を問わない相談支援については、相談を受けた人の力量、経歴、キャリアにより、変わってしまう。最初の段階で見極めることのできる人が必要。

NO.	意見の概要
⑥	障害や子ども、生活困窮など、複合的な課題を抱えた困難ケースは増加していると思う。総合的な対応をする仕組みが必要。
③	ゴミ屋敷の問題は、解決に人手とお金がかかるが、お金がない人が多いので、解決につなげることが難しい。
⑥	困難ケースへの対応では、色々な関係者や団体を巻き込みながら、みんなで考えていくことが必要。皆が当事者意識をもって関わっていく地域にならなければいけない。
⑥ ⑧	複雑な課題を抱えた人の支援に係るコーディネート機能は、一つの機関が請け負うことは困難。様々な機関が関わりながら合議のような形をとるのがいいのかもしれない。どのような形にしても、色々な人が一緒に考える必要がある。
④	重層的支援体制整備事業の導入は絶対に必要。その仕組みについて、一緒に考えさせて欲しい。

【身寄りがいない人への対応、住宅確保支援】

NO.	意見の概要
③	身寄りがなく、施設入所などの必要なサービスを使えない人がいる。認知症の症状があれば、成年後見制度が使えるが、そうではない人は使えるサービスがなく困ることが多い。
③	身寄りがいない人は、生活困窮や障害など、複合的な課題を抱えた人が多い。
③ ⑥	保証人がいない人が、必要なサービスを受けられるよう、ケアマネジャーなどが代わりに保証人にならざるを得ないケースがある。
⑥	身寄りがいない方への支援では、住居や食料の確保、引越し作業など、本来業務を超えた支援を行わざるを得ないケースがある。
④	身寄りがなく、成年後見人がついていなくても、安心して地域で生活できる仕組みが必要。
④	身寄りのない人への支援については、横須賀市では行政が支援の仕組みをつくらせており、市が関わりながら支援の仕組みを検討していくといいと思う。
⑧	住宅確保要配慮者が入れる住宅をどうやって確保していくのが課題。
⑧	長期間使われていない市営住宅を民間法人がリースして、住宅確保要配慮者に貸し出すのは非常にニーズが高いと思う。
⑧	住宅を確保するための住宅セーフティネット制度が地域に浸透していない。住宅の情報は個々に発信しているものはあるが、どこも統括して把握できていないため、統括した情報があれば様々な場面で使える。
⑧	住宅確保要配慮者の住宅確保支援は、市内に一つしかない居住支援法人が一手に担っているが、キャパシティにも限界がある。
⑧	障害がある人の住居確保は様々な支援機関や不動産会社などとの関係から、スムーズにいくことが多いが、困窮者の住居確保は本当に難しい。
⑥	今晚の宿がない場合、市内に1箇所しかないシェルターに頼らざるを得ない。そのシェルターが無くなると本当に困る人が多く出てくるため、行政としての支援が必要だと思う。

【再犯防止】

NO.	意見の概要
⑦	刑務所等の出所者を支援する際、福祉的な支援が必要でも、どこにつなげば分からず苦慮することがあり、そうした時の相談先があるといい。
⑥	障害やその人の持つ特性によって、支援に困難を感じる人もいるが、そういう人は孤独・孤立状態に陥りやすいので、誰かとつながっている状態をキープすることが大切。
④	刑務所等の出所者は普段から孤独や孤立感を抱えていると思う。普段から支援する人も刑務所等の出所者だと知らずに支援していることもある。
④	市には、刑務所等の出所者が一時的に宿泊できる更生保護施設があるが、そのことがあまり知られていない。
⑥	出所後、まずは住居確保が大きな課題となるが、障害のある人は、大抵グループホームに入ることになり、受け入れの流れができています。
④	社会福祉士会で、刑務所等の出所者への支援を行っているが、メインの仕事は他にあるため、様々な制約で動けないこともある。
⑥	罪を犯した人の支援については、色々な関係者がやむを得ず行っていた側面があるが、気軽にはできないもの。個人では難しいので、組織としてきちんと請け負う所が必要。
⑥	福祉と司法の連携が難しい。福祉は本人の意思を尊重しながら支えることを最優先にするが、司法は制限をかけるなど、罪を犯させないことを最優先にするため、細かな所でボタンの掛け違いのようなことになることがある。お互いの考え方などを伝え合うことができればもっとスムーズに支援ができると感じる。
④	刑務所等の出所者への支援では、いざ何かあった時に関係者が集まれる仕組みがあるといい。
⑦	保護司の確保が難しい。市でも、OB への働きかけなど、様々な場面で保護司確保に向けた協力をしてほしい。
⑦	保護司の面接場所の確保が難しい。公共施設の減免なども検討してほしい。

【その他】

NO.	意見の概要
⑧	計画策定にあたっては、将来を担う子どもや若者からもっと意見を聞いた方がいい。

2 帯広市健康生活支援審議会委員名簿

(26 名 敬称略・五十音順)

氏 名	団体名等
池添 博彦(R6.8.25～)	公募
伊藤 進	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部
◎稲葉 秀一	一般社団法人帯広市医師会
瓜屋 譲	学識（北海道子どもの虐待防止協会十勝支部）
大滝 達哉	一般社団法人十勝歯科医師会
川上 義史(～R6.8.24)	一般社団法人帯広市医師会
金須 俊雄	公募
久保 竹雄(～R6.8.24)	帯広市町内会連合会
佐々木 修一(～R6.8.24)	公募
下坪 文香	公募
末永 敢行	帯広市老人クラブ連合会
田中 利和	一般社団法人帯広身体障害者福祉協会
中村 貴徳	一般社団法人北海道薬剤師会十勝支部
鳴海 亮	帯広ボランティア連絡協議会
西本 毅士	一般社団法人十勝歯科医師会
○畑中 三岐子	特定非営利活動法人帯広市手をつなぐ育成会
廣瀬 一浩	一般社団法人帯広市医師会
廣瀬 有紀	公募
藤川 香奈子	公募
細川 吉博	一般社団法人帯広市医師会
増井 信也(R6.8.25～)	一般社団法人帯広市医師会
三品 正則(R6.8.25～)	帯広市町内会連合会
山並 秀章	一般社団法人帯広市医師会
山本 容子	帯広市社会福祉施設連絡協議会
吉田 一郎	一般社団法人帯広市医師会
吉村 典子	社会福祉法人帯広市社会福祉協議会

◎委員長 ○副委員長

3 帯広市地域福祉計画庁内策定委員会名簿

役職	職名
委員長	市民福祉部地域福祉室長
副委員長	〃 生活支援室長
委員	〃 福祉支援室長
〃	〃 こども福祉室長
〃	〃 健康保険室長
〃	総務部危機対策室長
〃	都市環境部都市建築室長
オブザーバー	学校教育部教育総務室長
〃	生涯学習部生涯学習文化室長
〃	政策推進部企画室長（政策推進部参事）

4 第四期帯広市地域福祉計画策定経過

年 月 日	内 容
令和6年11月28日 ～12月28日	市民アンケート調査
令和6年5月24日	第1回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会 ・策定スケジュールについて ・市民アンケート調査結果報告について ・第三期地域福祉計画の総括と第四期計画の体系等について
令和6年6月7日	第2回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会 ・市民意見交換会の内容について ・団体意見交換会の内容について
令和6年6月25日	第3回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会 ・第四期帯広市地域福祉計画（骨子案）について
令和6年8月2日	第1回帯広市健康生活支援審議会 ・第四期帯広市地域福祉計画市民アンケート調査結果報告について ・第四期帯広市地域福祉計画(骨子案)について
令和6年8月22日	厚生委員会 ・第四期帯広市地域福祉計画（骨子）について
令和6年10月8日	第4回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会 ・第四期帯広市地域福祉計画(原案)について
令和6年10月18日	第2回帯広市健康生活支援審議会 ・第四期帯広市地域福祉計画（原案策定に向けた検討資料）について
令和6年11月20日	厚生委員会 ・第四期帯広市地域福祉計画（原案）について
令和6年11月27日 ～12月26日	第四期帯広市地域福祉計画（原案）に対するパブリックコメント
令和7年1月9日	第5回帯広市地域福祉計画庁内策定委員会 ・第四期帯広市地域福祉計画（原案）に対するパブリックコメントの結果及び第四期帯広市地域福祉計画（案）について
令和7年1月15日	第3回帯広市健康生活支援審議会 ・第四期帯広市地域福祉計画（原案）に対するパブリックコメントの結果及び第四期帯広市地域福祉計画（案）について

年 月 日	内 容
令和7年2月7日	厚生委員会 ・第四期帯広市地域福祉計画（原案）に対するパブリックコメントの結果と計画（案）について

5 用語集

※計画内での用語の意味として解説しております。

あ 行

NPO

営利を目的としない民間組織（非営利団体）

LGBT 等

LGBT は、L:レズビアン（女性の同性愛者）、G:ゲイ（男性の同性愛者）、B:バイセクシャル（両性愛者）、T:トランスジェンダー（身体と心の性別に違和感があるなどで、生まれた時の性別とは違う性別で生きたいと望む人）の頭文字を組み合わせたもので、LGBT 以外にも様々な性のあり方があるため、LGBT 等としている

帯広市健康生活支援審議会

市長の附属機関で、保健・福祉・医療に関する施策等について審議等を行う

帯広市自立相談支援センター ふらっと

生活困窮者等の多様で複合的な相談に対応する窓口

帯広市成年後見支援センター みまもーる

成年後見制度や日常生活自立支援事業についての相談・支援の窓口

帯広市ひきこもり支援ステーション ゆっくりん

ひきこもり状態にある方やその家族の相談・支援の窓口

か 行

介護予防教室

地域で活動していくきっかけづくりのための教室で、脳トレや軽運動、レクリエーション、講話などを行う

基幹相談支援センター

地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関

きづきネットワーク

高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の見守り体制の強化に向け、行政、民間事業者、医療機関、団体などの関係機関の連携を図るもの

協議会

被後見人やその関係者に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、自発的に協力する体制づくりを進める合議体

協議体

生活支援コーディネーターが中心となり、多様な主体を巻き込みながら、住民主体の活動を創出し、地域全体へ広げていくための体制及び機能として、日常生活圏域ごとに設置するもの

協力雇用主

仕事に就くことが難しい刑務所出所者等の事情を理解し積極的に雇用する事業主

居住支援法人

高齢者や障害者など、住居確保に配慮が必要な人が、円滑に住宅に入居できるよう必要な支援を行う法人

圏域相談支援事業所

障害のある方やその家族等から様々な困りごとや悩みなどの相談を無料で受ける事業所で、市内を4圏域に分け、各圏域に1か所ずつ設置するもの

検挙者

警察などが検挙した事件の被疑者

健康寿命

国際連合の世界保健機関（WHO）が提唱している比較的新しい指標であり、平均寿命から、寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと

更生保護

刑務所出所者等の自立と更生を支援することで、安全安心な地域づくりを目指す活動

子育て世代包括支援センター

子育て支援と母子保健の連携を図り、妊娠期から子育て期を通じて、切れ目のない支援を実施できるよう関係機関と必要な情報を共有し、コーディネートを行う相談窓口

個別避難計画

災害時に自ら避難することが難しい人が、災害時に「誰が」「どう」支援して非難するかを事前に定めた計画

さ 行

災害時要援護者

在宅の高齢者、障害のある人、妊婦などで災害発生時に安全な場所への避難が自力では困難であり、まわりの人の支援が必要な人のこと

災害ボランティアセンター

災害時のボランティア活動を円滑に進めるための活動拠点及び活動の調整を行うコーディネート組織

市長申立

成年後見制度の利用の申立ができる親族等がない場合に、市長が制度利用の申立を行うもの

市民活動プラザ六中

地域の支え合い体制づくりの拠点として多様な活動を展開するコミュニティ施設

市民後見人

一般の市民が成年後見制度の仕組みについて学び、後見人としての役割を担うもの

社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）

すべての人々を孤独や孤立から守り、健康的で文化的な生活が送れるよう、社会の構成員として包み、支え合うこと。誰も排除されず、社会に参加する機会を持つことができること

社会を明るくする運動

すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい地域社会を築くことを目指す全国的な運動

職親プロジェクト

企業の社会貢献事業と連携し、刑務所出所者等に就労や住居を提供することで、更生と社会復帰を支援するプロジェクト

生活支援コーディネーター

地域の課題や困りごとなど支え合いの視点から住民同士で話し合い、その解決に向け主体的な活動につながるよう支援を行う人。地域支え合い推進員ともいう。

成年後見制度

認知症高齢者、知的・精神障害者など判断能力が不十分な人を支援するため、本人に代わって法律行為を行う人、または本人による法律行為を手助けする人を家庭裁判所が選任する民法上の制度

相談支援事業所

障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ必要な援助を行うための窓口

た 行

ダブルケア

子育てと親などの介護を同時に抱えて負担が過重になっている状態

地域ケア会議

地域包括支援センター等が主催する、高齢者等への支援の充実や高齢者への支援を支える社会基盤の整備などを進めるための会議

地域交流サロン

地域に住む誰もが気軽に参加でき、交流や親睦を深め、楽しくふれあうことができる場

地域子育て支援センター

市内の保育所6箇所に設置されており、0歳から就学前の乳幼児とその保護者を対象に、親子の交流や仲間づくり、子育ての相談支援をするとともに情報提供や講座などを実施する施設

地域自立支援協議会

地域における障害福祉等の関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議

地域生活定着支援センター

刑務所等の矯正施設を出所した人のうち、介護や障害などの福祉サービスの利用が必要な人が、地域で安心して暮らしていけるよう、サービス利用の調整などの支援を行う機関

地域包括支援センター

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく、福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関であり、帯広市では8つの日常生活圏域において、それぞれ設置されている

地域連携ネットワーク

中核機関である「帯広市成年後見支援センター みまもーる」が中心となり、専門職団体や地域福祉団体、裁判所や金融機関などの地域資源をネットワーク化し、権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援につなげる地域連携の仕組み

中核機関

権利擁護支援が必要な人を適切な支援に円滑につなげられるよう、地域連携ネットワークの中心となり、全体コーディネートを行う機関であり、帯広市では、「帯広市成年後見支援センター みまもーる」がその役割を担う

ちょっとした支え合いサポーター養成講座

超高齢社会において地域でお互いに支え合う必要性を知ったうえで、活動に必要な高齢者支援の知識やマナーを学び、自分に合った「ちょっとした支え合い」活動ができる人になっていただくための講座

な　　行

日常生活圏域

高齢者が必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位であり、帯広市では、東、鉄南、川北、西、広陽・若葉、西帯広・開西、南、川西・大正の8圏域としている

認知症サポーター

認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守り応援者のこと

は　　行

8050

80代の親が社会的に孤立しながら、50代のひきこもりの子を養い、親に強い経済的・精神的負担がかかっている状態

ファミリーサポートセンター事業

子育てをサポートしてほしい人と子育てをサポートしたい人が信頼関係のもとに行う子育ての援助活動

フレイル

加齢とともに心身の活力が低下した「虚弱」な状態を指し、健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間の状態

ヘルプマーク

障害や疾患などがあることが外見では分からない人が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるマーク

保護司

刑務所出所者等の立ち直りを支援する民間ボランティア

ま 行

民生委員・児童委員

それぞれの地域で住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める厚生労働大臣より委嘱された方々

や 行

ユニバーサルデザイン

障害のある人をはじめ、子どもからお年寄りまで、誰もが支障を感じることなく、安全で、安心して生活できる仕様、または設計思想のこと

要保護児童対策地域協議会

要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営するもの

ら 行

利用支援事業

経済的な理由で、成年後見制度利用の申立費用や後見人への報酬の支払いが困難な人のために、その費用を助成するもの

連携協力病院

ケアマネジャーなどの専門職からの医療に関する相談に対応する医療機関

**第四期期帯広市地域福祉計画
(成年後見制度利用促進基本計画・
再犯防止推進計画)
令和 7 年度～令和 11 年度**

発行 令和 7 年 3 月
編集 帯広市市民福祉部地域福祉室地域福祉課

〒080-8670 帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地

電 話：0155－65－4146

F A X：0155－23－0158

E-mail：social_welfare@city.obihiro.hokkaido.jp